

第163回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時

場所

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社ADEKA 本社15階ホール

決議
事項

●会社提案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

●株主提案

第5号議案 上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

書面（議決権行使書）及びインターネット等による議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時15分まで



株式会社ADEKA

証券コード：4401

株主の皆様へ

「ADEKAの“素財”で未来を拓く」



代表取締役社長兼社長執行役員

城 節 秀 尊

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第163回定時株主総会を2025年6月20日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、中長期的に目指すべき方向性として、2030年のありたい姿『ADEKA VISION 2030～持続可能な社会と豊かなくらしに貢献する Innovative Company ～』を掲げています。本VISIONに基づき、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、幅広い事業を世界中で展開し、革新的な技術で世界をリードすることで、持続可能な社会と人々の豊かなくらしに貢献する企業となることを目指しています。

当期は『ADEKA VISION 2030』の実現を目指し、中期経営計画『ADX 2026』の基本戦略である稼ぐ力の強化、サステナビリティの取り組み推進、外部環境の変化に対応できる強靭なサプライチェーン構築などの施策を実行してまいりました。地政学リスクの高まりなど、世界経済の先行きが懸念された状況下ではありましたが、通期の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高を更新し、中期経営計画の初年度の計画値を達成しました。

このような経営状況の下、2024年度の期末配当金につきましては当初見込みを修正し、1株当たり52円をご提案いたします。これにより年間配当金は前期比10円増配の1株当たり100円となります。中期経営計画『ADX 2026』の2年目も、引き続き、各種施策を強力に推進し、社会価値と利益の共創を実現してまいります。

ADEKAグループは、すべてのものにより良くできる価値ある「素財」を提供することによって、人々の豊かなくらしに貢献し続けます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年6月

(証券コード4401)

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日 2025年5月22日)

株 主 各 位

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

株 式 会 社 A D E K A

代表取締役社長兼社長執行役員 城 詰 秀 尊

第163回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第163回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第163回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.adeka.co.jp/ir/library/results/index6.html>



また、前記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

①東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」をご選択ください。

②株主総会ポータル® (三井住友信託銀行)

<https://www.soukai-portal.net>



同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力ください。株主総会ポータルにて、「招集通知」タブをタップいただくことで、ご確認いただけます。※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日のご出席に代えて、次頁4.に記載の書面またはインターネット等による事前の議決権行使を行うことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、**2025年6月19日（木曜日）の午後5時15分**までに行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

株式会社ADEKA 本社15階ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的項目

- 報告事項
- 第163期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

〈株主提案〉

第5号議案 上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

4. 議決権行使について

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、**2025年6月19日（木曜日）の午後5時15分までに到着**するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権行使に際しましては、7頁記載の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご参照の上、議案に対する賛否を、**2025年6月19日（木曜日）の午後5時15分までにご入力**ください。

以上

※当社取締役会は、**第5号議案に反対**しております。（後記「株主総会参考書類」24頁ご参照）

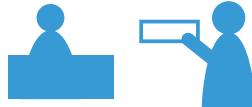
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。
 - ◎当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
 - ◎地球環境に対する負荷の軽減という観点を踏まえ、株主総会当日は、総会会場の冷房温度を高めに設定させていただきますので、軽装でお越しくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会につきましては、ご出席いただく場合は、当日のご体調を十分ご勘案の上、必要に応じて、マスクの着用等のご協力を願いいたします。

本株主総会終了後、株主様との懇談会を実施する予定としております。引き続き、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

【議決権行使についてのご案内】

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、以下の方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される方



株主総会開催日時
2025年6月20日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会に当日ご出席されない方

郵送（書面）



行使期限

2025年6月19日（木曜日）の
午後5時15分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早めにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権を使用した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 画面による議決権行使とインターネット等による議決権行使により、重複して議決権行使された場合は、後に到達したもの有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

インターネット等



行使期限

2025年6月19日（木曜日）の
午後5時15分まで

議決権をインターネットで行使される場合、議決権行使書用紙右側のQRコードをスマートフォンで読み取るか、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個
株式会社 ADEKA 御中				
私は、2025年6月20日開催の 貴社第163回定期株主総会（総会名 及は延長会合を含む）における各議案につ き、 議案第1号から第4号まで賛成 、 議案第5号に反対 の方 で議決権を行使します。				
2025年 6月 日				
各議案につき賛成の表示がされ ない場合は、会 社提案案については賛成、 株主提案については否の 表示があつたも のと以此り扱 います。				
株式会社 ADEKA				

 こちらを切り取ってご返送ください。

お願い

1. 株主総会に当日ご出席されない場合は、
2025年6月1日午前5時15分までに、
以下のいずれかの方法で持株名をご表示の
うえ、議決権を行使ください。
(1) 議決権投票用紙(別添「必着」)
(2) 不要Q票(ロゴマーク)
(3) 不要議決権用紙(ロゴマーク)アカセ

第2号議案及び第3号議案について、一部の候補者に反対される場合、「賛」の欄に〇印をご表示の上、反対される候補者の番号を右枠内にご記入ください。

2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思が表示される場合は、株主総会参考書類の該候補者の番号をご記入ください。

以下リンク用QRコードから「林主税金
ポータル」サイトへアクセスし、議決権を
ご行使される際は、画面上段の「議決権行
使」ボタンからお進みください。

募集通知参照と
議決権行使はこちら
株主総会ポータルサイト

www.abeke.com

第5号議案は 株主様からの提案によるもので、

当社取締役会は本議案に反対しております。

詳細につきましては23頁から24頁をご参照ください。

▶各議案の賛否をご表示ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

本定時株主総会におきましては、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第4号議案までは、会社提案です。第5号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知24頁をご参照ください。

会社提案・当社取締役会の意見に

ご賛同いただける場合は、

右図のようにご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案
会社提案				
				

議案	第5号 議案
株主提案	 

インターネット等による議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



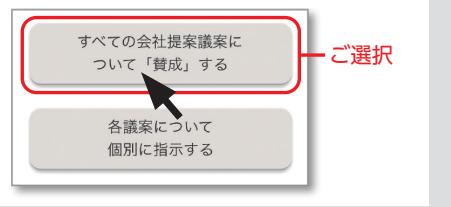
- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



当社取締役会は、株主提案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、右図のようご選択ください。

(すべての会社提案議案について「賛成」するをご選択)



PC等による議決権行使方法

- ① 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスしてください。

ウェブサイトのログイン画面。上部には「ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！」と表示されています。下部にはログイン情報入力欄と「次へすすむ」ボタンがあります。

- ② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

ウェブサイトのログイン画面。入力欄に「議決権行使コード」が記載されています。下部には「ログイン」「閉じる」ボタンがあります。

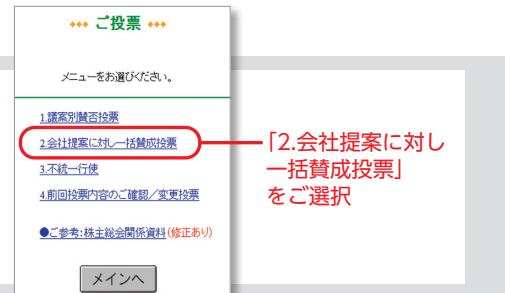
- ③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ウェブサイトのパスワード入力画面。入力欄に「パスワード」と記載されています。下部には「次へ」ボタンがあります。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、右図のようご選択ください。

(「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択)



((*・)) 事前質問受付及びオンデマンド配信のご案内



〈事前質問受付のご案内〉

事前質問受付期限 2025年6月12日（木曜日）午後5時15分まで

本株主総会においては、株主総会ポータル[®]を通じて、株主様より本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。下記URLより、株主総会ポータル[®]にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

株主総会ポータル[®]URL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

〈オンデマンド配信のご案内〉

本株主総会の一部の模様を後日オンデマンド配信する予定です。以下のURLまたはQRコードよりアクセスしご観聴ください。

ご視聴可能期間 2025年6月30日（月）10:00～2026年6月19日（金）18:00

（都合によりご視聴可能期間が変更となる場合があります。）

観聴希望の株主様は、以下のURLにアクセスしてください。

株式会社ADEKA/投資家情報/IRライブラリ/株主総会資料

<https://www.net-presentations.com/4401/20250620/nv8r3pw/>

または、サーチエンジンにて以下の検索を行ってください。

ADEKA 株主総会

Q 検索

スマートフォンから以下のQRコードを読み取る方法でもアクセスできます。



ご観聴に関する留意事項

- ・配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中止等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご観聴いただけない場合がございます。
- ・視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

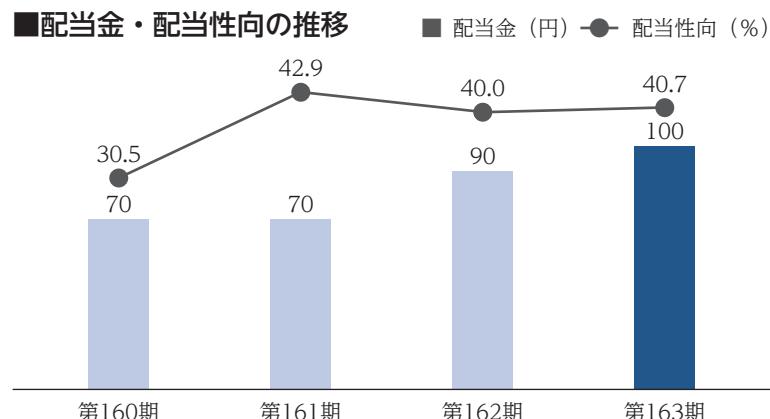
第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

＜期末配当に関する事項＞

当社は、財務体質と経営基盤の強化・拡充を図りながら、財務状況と業績等を勘案し、株主に対する適正な利益の還元を行うことを基本方針として、配当金額を決定しております。この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、第163期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金52円
	なお、中間配当金48円を加えた当期の年間配当金は、1株につき100円（前期の年間配当金は1株当たり90円）となります。
	配当総額 5,317,691,808円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月23日（月曜日）



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者属性	当事業年度の取締役会への出席状況
1	しろ 城 詰 秀 尊	男性	代表取締役社長兼社長執行役員	再任	100% (17回/17回)
2	とみ 富 安 治 彦	男性	代表取締役兼専務執行役員 社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当兼 内部統制推進委員長兼リスクマネジメント委員長	再任	100% (17回/17回)
3	し 志 賀 洋 二	男性	取締役兼執行役員 財務・経理部、情報システム部担当	再任	88% (15回/17回)
4	まさ 正 宗	きよし 繁	取締役兼執行役員 法務・広報部、経営企画部担当兼 コンプライアンス推進委員長兼設備投資委員長	再任	100% (13回/13回)
5	えん 遠 藤 茂	しげる 男性	取締役	再任 社外 独立	100% (17回/17回)
6	ほり 堀 口	まこと 誠	取締役	再任 社外 独立	100% (17回/17回)
7	たか 高 橋 直 や	なお 男性	取締役	再任 社外 独立	100% (13回/13回)
再任 再任取締役候補者		社外 社外取締役候補者	独立 証券取引所届出独立役員		

(注) 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年8月に更新予定となっております。本議案でお諮りする各候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	城詰秀尊 (1961年11月10日生)	1985年4月 当社入社 2005年6月 当社電子材料営業部長 2010年6月 当社情報・電子材料営業部長 2011年6月 当社化学品企画部長 2014年6月 当社執行役員化学品企画部長 2015年6月 当社執行役員大阪支社長 2016年6月 当社取締役兼執行役員大阪支社長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼設備投資委員長 2018年6月 当社代表取締役社長 2023年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現）	71,500株

●取締役候補者とした理由

城詰秀尊氏は、化学品営業部門、同企画部門の責任者を務め、当社化学品事業の安定化、強化に取り組んできました。2018年6月からは代表取締役社長を務め、当社グループの牽引役として、収益構造の変革、新規事業領域の拡大、グループ経営基盤の強化を図るとともに、現在のサステナビリティ経営の基盤となる体制構築を行い、意欲的に経営とサステナビリティの統合を図るなど、当社グループの持続的な企業価値向上に尽力してきました。現在は、更なる企業価値の向上に向け、中期経営計画『ADX 2026』の基本戦略である高収益構造への転換、経営基盤の強靭化、サステナビリティを重視した経営を陣頭に立って指揮しております。当社グループ事業に関する豊富な経験と深い知識、企業経営や事業戦略に関する高い見識・実績に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上に努めていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役選任をご承認いただいた場合には、その後の取締役会において、代表取締役社長兼社長執行役員に選定される予定です。

●その他取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任	とみ やす はる ひこ 富 安 治 彦 (1956年7月7日生)	<p>1979年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2005年7月 株式会社みずほ銀行管理部 部長</p> <p>2007年6月 当社監査役</p> <p>2009年6月 当社監査役退任</p> <p>当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2009年12月 日本農薬株式会社外監査役</p> <p>2010年6月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2012年6月 当社取締役兼執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2014年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2015年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2018年6月 当社取締役兼専務執行役員社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長</p> <p>2018年9月 日本農薬株式会社監査役</p> <p>2020年6月 日本農薬株式会社取締役監査等委員 当社代表取締役兼専務執行役員社長補佐、 秘書室、人事部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長兼危機管理委員長（現： リスクマネジメント委員長）（現）</p> <p>2023年6月 日本農薬株式会社取締役（現）</p>	54,300株

●取締役候補者とした理由

富安治彦氏は、金融業界における長年の経験と高度な知見を有し、監査役、取締役として、当社の財務戦略及び資本政策など経営全般に関し有用な提言を行ってきました。2020年6月からは、代表取締役兼専務執行役員として、強力なリーダーシップを發揮し、当社の中期経営計画ならびに長期ビジョンの実現に寄与しています。現在は、中期経営計画『ADX 2026』の実現に向け、人財資本強化に向けた戦略立案・各種施策の実行、グループリスクマネジメント体制の強化を推し進め、サプライチェーンの強靭化を図るなど、経営基盤の強化を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。これらの豊富な経験と実績、知見を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役選任をご承認いただいた場合には、その後の取締役会において、代表取締役兼専務執行役員に選定される予定です。

●その他取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	志賀洋二 (1962年8月3日生)	1985年4月 当社入社 2006年6月 当社財務・経理部長 2014年6月 当社執行役員財務・経理部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員財務・経理部長 2022年6月 当社取締役兼執行役員財務・経理部、情報システム部、デジタル化業務改革推進部担当 2024年4月 当社取締役兼執行役員財務・経理部、情報システム部担当（現）	35,200株

●取締役候補者とした理由

志賀洋二氏は、長年にわたり財務・経理部門を担当し、財務・経理部長として当社グループの財務体質の強化に取り組んできました。2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、現在は中期経営計画の達成に向けて、財務戦略の策定・推進及び、資本効率性、投下資本の効率性を重視した経営への変革を主導しております。また、全社横断のDXテーマ推進やDX人財の育成を図り、当社のDXを積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

●その他取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 再任	まさむねきよし 正宗潔 (1964年3月13日生)	1988年4月 当社入社 2018年6月 当社執行役員経営企画部長 2024年6月 取締役兼執行役員法務・広報部、経営企画部担当兼コンプライアンス推進委員長兼設備投資委員長（現）	15,900株
---------	---------------------------------	---	---------

●取締役候補者とした理由

正宗潔氏は、当社研究所において要職を務め、機能性樹脂分野における当社製品の研究開発体制の強化に取り組みました。その後は研究者としての経験と知識をベースに、2018年6月より経営企画部長として、各事業の拡大と強化、業務提携、国内外関係会社との連携強化を積極的に実施し、当社グループのグローバルでの経営管理体制の強化に取り組んできました。2024年6月からは取締役として当社経営に携わり、中期経営計画の達成に向け、各事業戦略の強化、M&A戦略の推進、サステナビリティ経営の強化等、成長戦略やグループ経営基盤の強化を推進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

●その他取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 再任 社外 独立	えん どう しげる 遠 藤 茂 (1948年10月16日生) 在任年数（本総会終結時） 7年	<p>1974年4月 外務省入省 1989年2月 國際エネルギー機関出向 2001年4月 同省中東アフリカ局審議官 2002年2月 同省領事移住部審議官 2003年8月 在ジュネーブ國際機関日本政府代表部大使 兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事 2007年3月 在チュニジア特命全権大使 2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使 2012年10月 外務省退官 2013年6月 日揮株式会社社外取締役 飯野海運株式会社社外取締役 2014年4月 外務省参与 2017年12月 2025年国際博覧会誘致特使 2018年6月 当社社外取締役（現） 2019年10月 日揮ホールディングス株式会社社外取締役（現） 【重要な兼職の状況】 日揮ホールディングス株式会社 社外取締役</p>	0株

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

遠藤茂氏は、長年にわたり外交官として活躍され、国際情勢等に関する幅広い知識やグローバルな視点を有しております。社外取締役就任後は、これらの豊富な経験や見識を活かし、地政学リスク等の観点からグローバルでの事業展開について有益な助言を行うなど当社経営の監督機能及び監査機能の強化を図りました。また、指名・報酬委員会の委員長として、指名や報酬の透明性・公平性の確保、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しており、当社経営全般に適切な監督・助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

●独立性に関する事項

同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲くご参考>社外役員の独立性判断基準をご参照ください。

●責任限定契約

当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。

●その他社外取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 再任 社外 独立	堀 口 誠 (1955年12月5日生) 在任年数（本総会終結時） 4年	<p>1979年4月 岩谷産業株式会社入社</p> <p>2012年6月 同社執行役員</p> <p>2016年6月 同社取締役執行役員 産業ガス・機械事業本部長</p> <p>2017年4月 同社常務取締役執行役員</p> <p>2019年4月 同社取締役専務執行役員 産業ガス本部、水素本部、機械本部担当 お客様サービス本部長</p> <p>2020年4月 同社取締役副社長執行役員 営業部門管掌</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（現）</p> <p>2022年4月 岩谷産業株式会社取締役副社長執行役員 新商品開発部・市場調査部担当 危機管理委員会委員長</p> <p>2024年4月 同社取締役 東日本イワタニガス株式会社取締役会長 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社代表取締役社長（現）</p> <p>2024年6月 岩谷産業株式会社特別理事（現）</p> <p>【重要な兼職の状況】 岩谷産業株式会社 特別理事 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社 代表取締役社長</p>	6,300株
●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
堀口誠氏は、岩谷産業株式会社の取締役副社長執行役員及び同社の海外事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営及び企業統治に関する幅広い見識、グローバルな知見及び人格を兼ね備えております。社外取締役就任後は、上記経験、見識及び知見を活かし、事業戦略及び経営計画の進捗状況等について有益な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。当社経営全般に対して適切な監督・助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
●独立性に関する事項			
同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲くご参考>社外役員の独立性判断基準をご参照ください。			
●責任限定契約			
当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。			
●その他社外取締役候補者に関する特記事項			
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 再任 社外 独立	高橋直也 (1948年10月17日生) 在任年数（本総会終結時） 1年	<p>1973年4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>2006年4月 同社執行役常務 情報・通信グループ副グループ長兼CTO</p> <p>2009年4月 同社代表執行役 執行役副社長 情報基盤事業[情報事業]担当、研究開発担当、情報システム担当、日立グループCTO</p> <p>2011年4月 兼日立グループCIO兼日立グループCISO</p> <p>日立電子サービス株式会社代表取締役社長執行役員</p> <p>2011年10月 株式会社日立システムズ代表取締役取締役社長 社長執行役員</p> <p>2016年4月 同社相談役</p> <p>2020年4月 同社特別顧問</p> <p>2023年4月 同社名誉相談役</p> <p>2023年4月 株式会社日立製作所クラウドサービスプラットフォームビジネスユニットエグゼクティブアドバイザ</p> <p>2024年4月 日立ヴァンタラ株式会社エグゼクティブアドバイザ（現）</p> <p>2024年6月 当公社外取締役（現）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>日立ヴァンタラ株式会社 エグゼクティブアドバイザ</p>	0株
●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
高橋直也氏は、長年にわたり日立グループにおいてトップマネジメントとして企業経営に精通しており、また、同グループ会社における情報基盤、情報システム事業及び研究開発を統括する責任者として企業経営及びデジタル技術（IT・DX）の活用に関する豊富な経験、幅広い見識、グローバルな知見及び人格を兼ね備えております。社外取締役就任後は、上記経験、見識及び知見を活かし、事業投資及び経営計画の進捗状況等について有益な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。当社経営全般に対して適切な監督・助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
●独立性に関する事項			
同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲くご参考>社外役員の独立性判断基準をご参照ください。			
●責任限定契約			
当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。			
●その他社外取締役候補者に関する特記事項			
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位及び担当	取締役候補者属性	当事業年度の取締役会への出席状況	当事業年度の監査等委員会への出席状況
1	田	谷	浩	一	取締役常勤監査等委員	再任	100% (17回/17回)	100% (6回/6回)
2	平	沢	郁	子	取締役監査等委員	再任 社外 独立	100% (17回/17回)	100% (6回/6回)
3	藤	川	裕	紀	子	新任 社外 独立	—	—

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

- (注) 1. 平沢郁子氏の戸籍上の氏名は、小尾郁子であります。
 2. 藤川裕紀子氏の戸籍上の氏名は、小林裕紀子であります。
 3. 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、本年8月に更新予定となっております。本議案でお諮りする監査等委員である取締役候補者のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任予定の候補者については、選任後、被保険者となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	田 谷 浩 一 (1962年6月16日生)	1986年4月 当社入社 2007年4月 当社回路材料営業部長 2010年6月 当社秘書室長 2014年6月 当社購買・物流部長 2018年6月 当社執行役員購買・物流部長 2020年6月 当社執行役員大阪支社長 2022年6月 当社取締役常勤監査等委員(現)	12,500株

●監査等委員である取締役候補者とした理由

田谷浩一氏は、営業部門、秘書室、購買部門及び支社長として、幅広い業務執行に携わってきた経験を有しております、当社の業務に広く精通しております。また、秘書室長として取締役会及び監査役会の事務局を務め、2018年6月以降、執行役員として経営会議にも参加していたことなどから、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しております。2022年6月からは、常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、当社の監査体制の充実・強化に貢献してまいりました。当社において長年培ってきたこれらの豊富な経験と実績を更なる監査体制の強化に活かしてもらうことを期待し、監査等委員である取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

●責任限定契約

当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。

●その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任 社外 独立	平沢 郁子 (1954年1月14日生) 在任年数（本総会終結時） 2年	<p>1989年12月 弁護士登録（東京弁護士会）、関東法律事務所入所 2004年2月 アレグレット法律事務所開設・入所 2009年12月 東京都労働委員会公益委員 2012年4月 関東弁護士会連合会副理事長 2013年12月 総務省電気通信事業紛争処理委員会委員 2017年4月 東京弁護士会副会長 2019年4月 日本弁護士連合会副会長 2021年4月 厚生労働省旧優生保護法一時金認定審査会会長代理 2021年5月 最高裁判所下級裁判所裁判官指名委員会地域委員会委員 2022年7月 学校法人日本大学理事（現） 2022年9月 大空法律事務所パートナー（現） 2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現） 2024年6月 公益財団法人日本医療評価機構副理事長（現） 2025年2月 子ども家庭庁旧優生保護法補償金等認定審査会委員（現）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>大空法律事務所 パートナー 学校法人日本大学 理事 公益財団法人日本医療評価機構 副理事長 子ども家庭庁旧優生保護法補償金等認定審査会 委員</p>	0株
<p>●監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>平沢郁子氏は、長年にわたり弁護士として実務に従事し、労働法務をはじめ企業法務全般に精通しており、経営の監督について豊富な経験や見識を有しております。また、在籍する団体において本部の要職を歴任し、人材開発及びDE&Iに関する高度な知見と専門性を備えております。社外取締役就任後は、上記経験、見識及び知見を活かし、コンプライアンスや内部統制の強化、DE&Iの推進に向けた有益な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由から、今後も経営全般に対して適切な監督・助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献いただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p>●独立性に関する事項</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲＜ご参考＞社外役員の独立性判断基準をご参照ください。</p>			
<p>●責任限定契約</p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。</p>			
<p>●その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 新任 社外 独立	藤川 裕紀子 (1965年3月16日生) ふじ かわ ゆ き こ	<p>1988年10月 中央新光監査法人（後のみすず監査法人）入所 1992年3月 公認会計士登録 1998年6月 金融監督庁（現：金融庁）検査部検査総括課金融証券検査官 2000年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長（現） 2004年12月 税理士登録 2012年1月 税理士法人会計実践研究所代表社員（現） 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人監督役員（現） 2020年6月 相鉄ホールディングス株式会社社外取締役（現） 2025年2月 株式会社ラクト・ジャパン社外取締役監査等委員（現）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 税理士法人会計実践研究所 代表社員 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 相鉄ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ラクト・ジャパン 社外取締役監査等委員</p>	0株
<p>●監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>藤川裕紀子氏は、長年にわたり公認会計士及び税理士として実務に従事し、企業会計・財務に精通するとともに、金融監督庁（現：金融庁）における職務を通じ、企業の法令遵守に対する高い見識を有しております。また、上場企業における監査役や取締役を歴任し、企業経営に対する深い知見及び、監督・助言に関する豊富な経験を有しております。これらの知識や経験、実績を活かし、取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化を通じ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。</p>			
<p>●独立性に関する事項</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲＜ご参考＞社外役員の独立性判断基準をご参照ください。</p>			
<p>●責任限定契約</p> <p>本総会において、同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は同法第425条1項に定める最低責任限度額であります。</p>			
<p>●その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠の監査等委員」という。本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本選任の効力は、補欠の監査等委員が監査等委員に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
弓場 啓司 (1968年3月28日生) 社外 独立	<p>1992年10月 中央新光監査法人（後のみすず監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年7月 中央青山監査法人（後のみすず監査法人）パートナー 2006年9月 みすず監査法人Learning & Education 本部（L&D本部）本部長 2007年8月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）パートナー、人材育成本部長代行 2011年8月 トーマツeラーニングソリューションズ株式会社専務取締役 2014年12月 同社代表取締役社長 2017年8月 三恵ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役社長（現） 2017年9月 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会代表理事（現） 2018年2月 株式会社デジタル・ナレッジ非常勤監査役（現） 2020年11月 青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科兼任教員（現） 2022年9月 関西大学会計専門職大学院兼任教員（現） 【重要な兼職の状況】 三恵ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役社長 一般社団法人国際コンピュータ利用監査教育協会 代表理事</p>	0株
<p>●補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 弓場啓司氏は、公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識と経験及び、企業経営者としての経験に裏打ちされた経営に対する高い見識を有しております。これらの経験と知識を活かし、当社経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくことを期待し、引き続き、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたします。</p>		
<p>●独立性に関する事項 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として指定し届け出る予定です。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は後掲＜ご参考＞社外役員の独立性判断基準をご参照ください。</p>		
<p>●責任限定契約 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。</p>		
<p>●役員等賠償責任保険契約について 当社は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しており、弓場啓司氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。</p>		
<p>●その他補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対しております。

以下の提案の内容及び提案の理由は、形式的な調整を除き、本提案株主から提出された株主提案書を原文のまま掲載しております。

第5号議案 上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

1. 提案の内容

次の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（章番号及び条文番号のいずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る章及び条文を、必要な調整を行った後の章及び条文に読み替えるものとする。

上場子会社（現在、具体的には日本農薬株式会社）の保有方針について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第31条から第35条をそれぞれ第32条から第36条に繰り下げる。

第7章 上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会

（上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会）

第31条 当会社の取締役会は、当会社が上場子会社を保有する間は、上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2. 特別委員会は、当会社の社外取締役全員によって構成する。

3. 特別委員会は、当会社の株主価値向上の観点から、当会社の上場子会社について、売却、完全子会社化、上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の保有方針について検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。

4. 特別委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は特別委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

5. 特別委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、特別委員会において定める規則による。

6. 特別委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用できるものとする。

7. 特別委員会の運営に必要となる合理的な費用は、当会社の負担とする。

2. 提案の理由

本提案は、特別委員会の設置によって親子上場の是正について取締役会による検討と行動を促そうとするものである。親子上場は、株主価値の毀損やガバナンス、利益相反の懸念から長らく問題視されているが、当社は2018年に上場会社である日本農薬株式会社（以下「日本農薬」という。）を上場子会社化した。以降、日本農薬の株価は低迷してPBR1倍割れが常態化し、ROEは当社よりも低く、当社は日本農薬の保有により株主価値を毀損している。

親子上場が当社と日本農薬にもたらした悪影響は自明である一方、子会社化時に当社が企図していたシナジーは6年が経過した今も具現化していない。当社取締役会は日本農薬に関する決断を先送りにし、対策を怠ってきた。本定款変更により、当社は親子上場のは是正及び子会社である日本農薬の抜本的な株主価値向上に向けた施策を検討するための仕組みを持つこととなる。

当社取締役会の意見 当社取締役会としては、本株主提案に **反対** いたします。

当社取締役会は、現在、企業経営、サステナビリティ、グローバル、財務戦略・会計、人材開発等の知識・経験を持つ独立社外取締役5名、当社事業に精通している業務執行取締役4名及び常勤監査等委員である非業務執行取締役1名により構成されており、取締役総数の半数を独立社外取締役とすることで、取締役会の独立性と経営の透明性の確保を図っております。

そして、企業法務に精通し、コーポレートガバナンスについても十分な知見を有する者も含む独立社外取締役が、経営陣と独立した客観的な見地から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた助言と監督を行っております。さらに、監査等委員である取締役（独立社外取締役2名を含む3名）により構成される監査等委員会により、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっています。このように、当社取締役会においては、上記知見を有する独立社外取締役や監査等委員である取締役による監督の下、取締役全員が業務執行の状況、透明性、適正性、妥当性を把握し、共有した上で、重要な意思決定を行うことができる体制が構築されております。

また、当社は、2024年4月1日に公表した中期経営計画『ADX 2026』において基本戦略の一つとして掲げている経営基盤の強靭化を図るべく、グループガバナンスとグループリスクマネジメントを一層強化することを目指しているところ、当社取締役会においては、当該基本戦略の下、上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについて継続的に議論を積み重ねてきており、提案株主が指摘している、少数株主との間の利益相反等の懸念事項への対応方針及びガバナンス体制の整備についても真摯な検討を行っております。なお、当社は、日本農薬株式会社の経営の独立性を尊重しつつ、提案株主が指摘している日本農薬株式会社の企業価値の向上についても検討を行っており、今後も継続的に検討してまいります。

また、上記の上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスに関する考え方については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に従い、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」により開示しており、今後も資本市場の皆様とのより良い対話に向け、開示の充実については不斷の検討を行ってまいる所存です。

本株主提案は、上場子会社の保有方針について検討するための社外取締役全員によって構成する「特別委員会」の設置を求めておりますが、上場子会社の保有方針を含む当社グループ全体のガバナンスについては、当社グループ全体の経営戦略及び事業戦略と密接に関連するものであり、社外取締役のみによって構成する「特別委員会」よりも、上記のガバナンス体制が構築されている当社取締役会において、当社事業に精通する業務執行取締役も関与する形で議論、検討することに適する事項であると考えております。

そもそも、定款は会社の組織及び経営の根本原則を定めるものです。本株主提案では、特別委員会において、当社の上場子会社の保有方針について検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明することを定款の内容とすることを求めておりますが、このような上場子会社の保有方針の決定には、上記のとおり取締役会の経営判断に属すべき具体的な事項が含まれており、それをどのような社内体制・プロセスで検討・判断し、公表するかについても、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて決定すべき事項といえます。また、上記の取締役会における決定プロセスを経ることなく、検討段階にある具体的な事項について株主に説明する義務を定款で一律かつ固定的に定めることは、資本市場に対し不要な憶測を惹起させるなどの危険性も含んでいることから、当社や当社の株主や投資家の皆様にとって適切なアプローチであるとはいえないものと考えております。このように、本株主提案が求める「特別委員会」設置に関する定款変更は、その性質上、定款に馴染まず、一般的な定款の範囲を超えたものであり、かかる定款変更により、かえって、経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれる可能性もあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス

当社は、事業環境の変化や社会的課題に鋭敏に対応するために、取締役候補者の指名に際しては、公平さと幅広い視野を持って、取締役会メンバーの多様な価値観や専門性の確保に努めています。当社の経営理念や経営戦略に照らして必要となる取締役の知見・経験等のスキルマトリックスを定め、取締役会メンバーのスキル・バランスの確認に活用するほか、株主の皆様への情報提供を図ります。なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、役員の構成は以下のとおりとなります。

氏名	役職(予定)	当社が取締役に期待する知見・経験							
		企業経営	サステナビリティ	グローバル	財務戦略・会計	人財開発	研究・生産管理・技術(I.T.-DX含む)	営業・マーケティング	ガバナンス・リスクマネジメント
城詰 秀尊	代表取締役社長兼社長執行役員	○	○	○				○	○
富安 治彦	代表取締役兼専務執行役員	○			○	○		○	○
志賀 洋二	取締役兼常務執行役員				○		○		○
正宗 潔	取締役兼執行役員		○	○			○		○
遠藤 茂	取締役 独立・社外			○		○			○
堀口 誠	取締役 独立・社外	○		○				○	○
高橋 直也	取締役 独立・社外	○		○			○		○
田谷 浩一	取締役常勤監査等委員(委員長)							○	○
平沢 郁子	取締役監査等委員 独立・社外		○						○
藤川 裕紀子	取締役監査等委員 独立・社外		○		○				○

スキルマトリックス各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	『ADEKA VISION 2030』の実現に際して2030年の事業環境をイメージして持続的成長を図る上で、各事業におけるマネジメント経験・経営実績が必要
サステナビリティ	成長戦略としてサステナビリティを推進し、社会価値の向上と持続的な成長を実現していく上で、サステナビリティに関する知識・経験を有する取締役が必要
グローバル	当社成長に欠かせないグローバル経営を標榜していく上で、海外でのマネジメント経験や事業環境に関する知識・経験を有する取締役が必要
財務戦略・会計	強固な財務基盤構築と企業価値向上に向けた投資と株主還元の両立を実現する財務戦略策定には、当該分野における知識・経験を有する取締役が必要
人財開発	人財たる社員の能力を最大限に発揮できる人財戦略構築が必要であり、当該分野での知識・経験を有する取締役が必要
研究・生産管理・技術（IT・DX含む）	デジタル技術（IT・DX）を活用した研究開発・業務・生産プロセス・企業間取引の最適化を実現し、競争力強化を図っていく上で、当該分野に関する知識・経験を有する取締役が必要
営業・マーケティング	稼ぐ力を強化し、利益を重視した持続的な成長を図る上で、マーケットトレンド把握や営業戦略策定に関する知識・経験を有する取締役が必要
ガバナンス・リスクマネジメント	企業価値向上の基盤たるガバナンスとリスクマネジメントは経営・監督の実効性を向上させる上で、必須の要素であり、コーポレートガバナンスやリスク管理、コンプライアンスに知識・経験を有する取締役が必要

スキルマトリックス各項目の該当要件

スキル項目	該当要件
企業経営	・上場会社またはそれに準ずる企業 ^{*1} の業務執行取締役経験者
サステナビリティ	・当該スキルにおける実務経験 ^{*2} 、またはマネジメント経験 ^{*3} ・当該スキルに関するアドバイザリー経験 ^{*4}
グローバル	・海外実務担当経験、またはマネジメント経験 ・国際ビジネスに関する知識・経験 ・海外赴任勤務経験（除く短期派遣・留学）
財務戦略・会計	・当該スキルにおける実務経験、またはマネジメント経験 ・当該スキルに関するアドバイザリー経験
人財開発	・当該スキルにおける実務経験、またはマネジメント経験 ・当該スキルに関するアドバイザリー経験
研究・生産管理・技術（IT・DX含む）	・当該スキルにおける実務経験、またはマネジメント経験 ・当該スキルに関するアドバイザリー経験 ・大学・外部研究施設等における業務経験
営業・マーケティング	・当該スキルにおける実務経験、またはマネジメント経験 ・当該スキルに関するアドバイザリー経験
ガバナンス・リスクマネジメント	・法務・コンプライアンス・内部統制部門における実務経験、またはマネジメント経験 ・法務・コンプライアンス・内部統制に関するアドバイザリー経験 ・コーポレートガバナンス構築への主体的な関与経験 ・有事対応 ^{*5} への主体的な関与またはアドバイザリー経験

^{*1}：準ずる企業とは上場企業相当の企業規模を指す^{*2}：実務経験とは最低3年以上上當該業務を主業務として従事したことを指す^{*3}：マネジメント経験とは当該業務を担う部門長以上の役職に従事していたことを指す^{*4}：アドバイザリー経験とは当社外で当該業務のアドバイザリー業務経験有無を指す^{*5}：ADEKAグループリスクマネジメントマニュアルに定める14項目のグライスへの対応

<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社との人的関係、資本的関係や、取引関係の有無及びその規模等から判断して、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を、独立社外役員（独立社外取締役）の候補者として指名する。

以下に定める要件を満たすと判断される場合、十分な独立性を有する者と判定する。

1. 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。
また、過去5年間に本人の近親者等（注1）が当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（注2）の業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
 - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (5) 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ている者
 - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
 - (7) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注6）の業務を執行する者
3. 本人の近親者等が、現在、2. (1) ないし (7) に該当しないこと。

- 注1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- 2 大株主とは、事業年度末における議決権所有割合が10%以上である者をいう。
- 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、過去3事業年度の年間取引金額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の2%を超える者をいう。
- 4 主要な借入先とは、当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 5 多額とは、個人として当社から收受している金銭等の額が過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える場合、または、その所属する団体に対し当社が支払う対価が、過去3事業年度の平均で当該団体の売上高または総収入金額の2%を超える場合をいう。
- 6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

なお、社外取締役を選任するにあたり、会社からの独立性以外の要素として、人格や識見に優れ、経営・法律や会計等に関する高度な専門知識や実務経験を有していることなどを、候補者の要件とする。

以 上

事 業 報 告

(2024年 4月 1日から)
 (2025年 3月 31日まで)

I 当社グループの現況

1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、中国経済の低迷や中東情勢の緊張により先行きが懸念されましたが、欧米でのインフレ鈍化と政策金利の引下げ、個人消費の持ち直しが景気を下支えし、緩やかに回復しました。

当期の業績につきましては、売上高は4,071億45百万円（前期比1.8%増）、営業利益は410億10百万円（同15.8%増）、経常利益は393億46百万円（同10.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は250億19百万円（同8.9%増）となり、通期の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも過去最高を更新しました。

報告セグメント別の概況は以下のとおりです。

なお、2024年7月1日付の組織改定に伴い、化学品事業のサブセグメント名称を変更しました。

従来の「情報・電子化学品」を「電子材料」に、「機能化学品」を「環境材料」にそれぞれ改称しました。また、コーポレート研究を進めてきた電池材料を「環境材料」に組み入れました。

(化学品事業) 増収・増益

当事業の売上高は2,184億26百万円（前期比7.0%増）、営業利益は280億28百万円（同18.3%増）となりました。

化学品事業を構成する樹脂添加剤、電子材料、環境材料の概況は以下のとおりです。

① 樹脂添加剤 増収・増益

市場での樹脂生産は依然として低水準ながらも前期比では改善し、家電筐体向け難燃剤やワンパック顆粒添加剤などの販売が持ち直しました。また、自動車用途のエンジニアリングプラスチック向け酸化防止剤の販売が好調でした。

○主要因

売上高	(好調) 難燃剤（家電筐体） (堅調) ワンパック顆粒添加剤（プラスチック製品全般） (好調) 酸化防止剤（エンジニアリングプラスチック）
営業利益	(+) 価格、数量、為替 (-) 固定費

② 電子材料 増収・増益

半導体では、生成A I関連の需要拡大が続くなか、先端D R A M向け高誘電材料や先端フォトトレジスト向け光酸発生剤および周辺材料の販売が好調に推移しました。ディスプレイでは、ブラックマトリクスレジストの販売が中国や台湾での拡大により好調でした。

○主要因

売上高	(好調) 高誘電材料（先端D R A M） (好調) ブラックマトリクスレジスト（ディスプレイ） (堅調) 光酸発生剤および周辺材料（先端フォトトレジスト） (低調) エッチング薬液（ディスプレイ）
営業利益	(+) 数量、為替 (−) 價格、固定費

③ 環境材料 増収・増益

自動車用途では、ハイブリッド車向けや東南アジアの二輪車向けエンジンオイル用潤滑油添加剤、自動車部品等に使用される特殊エポキシ樹脂の販売が好調に推移しました。また、インドや中国の建築塗料向け反応性乳化剤の販売が好調に推移しました。

○主要因

売上高	(好調) 潤滑油添加剤（自動車用エンジンオイル） (好調) 特殊エポキシ樹脂（電子・電装機器、自動車） (好調) 反応性乳化剤（建築塗料）
営業利益	(+) 数量、為替 (−) 固定費、價格

(食品事業) 減収・増益

当事業の売上高は825億40百万円（前期比1.8%減）、営業利益は43億90百万円（同6.8%増）となりました。

子会社再編の影響、中国での販売低調により減収となりました。一方、東南アジアでは機能性油脂の販売が好調に推移しました。機能性マーガリン「マーベラス」シリーズ、プラントベースフード「デリプランツ」シリーズの販売が国内を中心に好調でした。

○主要因

売上高	(好調) 練り込み油脂や機能性マーガリン「マーベラス」シリーズ等（製パン） (好調) プラントベースフード「デリプランツ」シリーズ（製パン、カフェ等）
営業利益	(+) 價格、数量 (−) 固定費

(ライフサイエンス事業) 減収・増益

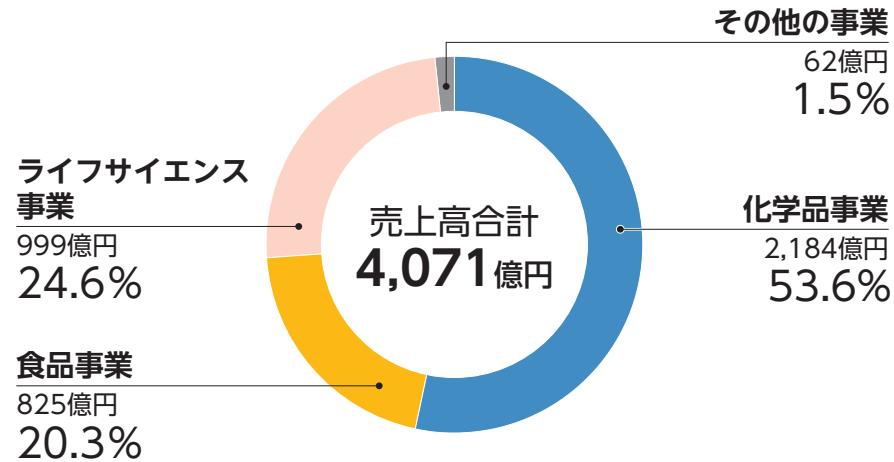
当事業の売上高は999億54百万円（前期比3.0%減）、営業利益は77億70百万円（同31.5%増）となりました。

農薬は、天候不順の影響によりインドでの販売が低調に推移しました。一方、損益面では、ブラジルでの原材料価格の下落により収益性が改善しました。医薬品は、国内の爪白癬向け需要が減少し、外用抗真菌剤「ルリコナゾール」の販売が低調でした。

○主要因

売上高	(低調) インド／農薬全般 (低調) 国内／爪白癬向け外用抗真菌剤「ルリコナゾール」 (好調) 北米／除草剤、欧州／殺ダニ剤 (堅調) ブラジル／殺菌剤等
営業利益	(+) 価格、数量、為替 (−) 固定費

事業別売上高構成比



事業別	売上高(百万円)
化学生命事業	218,426
食品事業	82,540
ライフサイエンス事業	99,954
その他の事業	6,222

2. 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資等の総額は186億83百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

(1) 当期中に完成した主要設備

事業区分		会社名	項目
化学品事業	電子材料	ADEKA KOREA CORP.	半導体材料生産設備の増設
	環境材料	当社（三重工場）	エポキシ樹脂接着剤生産設備の増設
		当社（富士工場）	高純度過酸化水素生産設備の増設
ライフサイエンス事業		NICHINO INDIA PVT.LTD.	農薬生産設備の増設

(2) 当期継続中の主要設備の新設、増設

事業区分		会社名	項目
化学品事業	樹脂添加剤	AMFINE CHEMICAL CORP.	添加剤原料のタンク設置

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

3. 資金調達の状況

当期におきましては、増資または社債の発行による資金調達を行っておりません。

4. 重要な企業再編等の状況

当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であるADEKA食品販売株式会社を存続会社とし、当社の連結子会社である株式会社ヨンゴー及び株式会社クラウンを消滅会社とする吸収合併を行いました。

また、当社は、2025年1月6日を効力発生日として、当社の連結子会社である艾迪科精細化工（上海）有限公司の出資持ち分を、上海圣奎塑業有限公司へ譲渡いたしました。

5. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

(1) 中長期的な経営戦略

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2030年のありたい姿『ADEKA VISION 2030～持続可能な社会と豊かなくらしに貢献する Innovative Company～』を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、幅広い事業を世界中で展開し、革新的な技術で世界をリードすることで、持続可能な社会と人々の豊かなくらしに貢献する企業となることを目指しています。

『ADEKA VISION 2030』の実現に向けたセカンドステージとして、2024年度から2026年度の中期経営計画『ADX 2026』をスタートしました。

「ADX」は「ADEKAは変わります (ADEKA Transformation)」という決意を表しています。『ADX 2026』は、『ADEKA VISION 2030』の実現に向けて、変革を続ける3年間と位置付け、成長戦略としてサステナビリティを推進し、社会価値の創出を通じた稼ぐ力の強化を図ります。また、環境貢献製品の拡大やカーボンニュートラルの実現に向けたGHG排出量削減の推進に努め、より強靭な経営基盤のもと企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

中期経営計画（2024-2026年度）『ADX 2026』 経営指標

財務指標 (2026年度)	営業利益	530億円 (売上高5,000億円)
	ROE	11.0%
	ROIC	10.5%
サステナビリティ 指標 (2026年度)	環境貢献製品売上高	1,150億円 (2019年度比2.5倍)
	GHG排出量	199千t-CO ₂ e *2 (2013年度比13%削減)
	女性管理職比率	6%以上 (単体)
設備投資額	750億円 (3ヵ年)	
配当方針 (配当性向)	40%以上 *3	

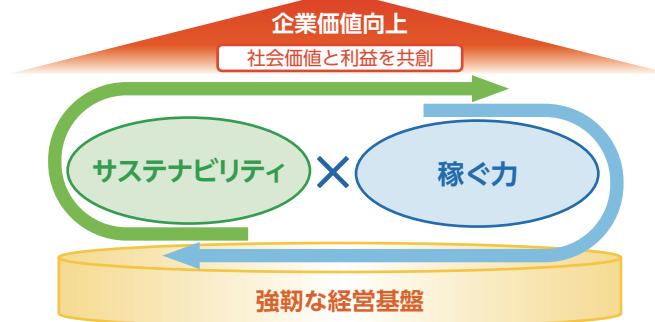
*1 ADEKAグループ サステナビリティ優先課題に関する指標

*2 CO₂ equivalent (CO₂換算値)。様々な温室効果ガスの量をCO₂相当量に換算して統一的に表す単位

*3 適切な還元を総合的に勘案し、安定配当の維持を基本とする

[基本方針]

サステナビリティの推進により、社会価値の向上と持続的な成長を実現する。
～稼ぐ力・サステナビリティ・強靭な経営基盤～



変化に柔軟に対応できる強靭な経営基盤を構築し、環境貢献製品の拡大を成長機会として稼ぐ力を強化し持続的な成長を実現します。

[基本戦略]

社会価値と利益の共創による企業価値のさらなる向上を目指し、「稼ぐ力の強化、高収益構造への転換」「環境貢献製品の拡大、及び事業構造の変革によるGHG削減」「経営基盤の強靭化」を進めます。

◆ 稼ぐ力の強化、高収益構造への転換

収益の柱である半導体材料に積極的に経営資源を投下していく一方、将来を見据えた事業の再構築を進めます。各事業の成長戦略を遂行し収益性向上を図るとともに、将来の成長の柱となる新製品の拡大や新規事業を推進します。また資本効率性の向上に向けた施策を実行し、当社の稼ぐ力の向上を図ります。稼ぐ力の強化により、規模拡大から利益を重視した事業成長を図ります。

◆ 環境貢献製品の拡大、及び事業構造の変革によるGHG削減

環境貢献製品の拡大と創出を進め、社会課題解決の機会を取り込んだ成長戦略を遂行します。また、カーボンニュートラルの実現に向けて各事業でGHG排出量削減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）を推進し、多様な人財活躍の機会を創出するとともに、人権デュー・ディリジェンスの実行により、サプライチェーン全体で人権を尊重します。

◆ 経営基盤の強靭化

各事業における戦略製品群の安定生産に向けて、重要原料を把握・管理し、外部環境が激しく変化した際にも事業継続できる強靭なサプライチェーンを構築します。人的資本活用の基盤を整備し、各事業の成長ステージにあわせた人財の配置・育成を推進します。デジタル技術を取り入れ、継続的に業務改革を進めていきます。

(2) 2024年度の取り組み

中期経営計画『ADX 2026』の初年度となる当期は、基本戦略のひとつである「稼ぐ力の強化、高収益構造への転換」の下、各事業における成長市場への領域拡大を実現するための基盤構築を推し進めました。

◆4つの事業本部体制への移行、研究技術統括本部の設置

当社は、2024年7月1日付で、化学品営業本部と研究開発本部を「電子材料本部」と「環境材料本部」の2つの事業本部に再編し、食品本部、樹脂添加剤本部を含めて4つの事業本部体制へ移行しました。

さらに、2025年4月1日付で、電子材料本部を「半導体材料本部」と改称するとともに、半導体材料本部と環境材料本部の研究所、営業部、及び企画部の組織改定を行いました。

あわせて、2025年4月1日付で、無形資産（知的財産、許認可情報など）の管理・活用の強化、コーポレート研究の強化等を図るため、「研究技術統括本部」を設置いたしました。

《各本部のミッション》

◆半導体材料本部

今後成長が見込まれる半導体市場にフォーカスし、新製品開発や生産・品質管理の基盤強化など、半導体材料開発へ経営資源を集中し、半導体前工程の拡大と後工程への領域拡大を推進します。

◆環境材料本部

カーボンニュートラル対応や戦略製品・環境貢献製品の拡大に注力します。成長戦略として電池材料の早期事業化を図るとともに、ディスプレイ関連製品群を半導体材料本部から移管を受け、技術・ノウハウを結集することで新規市場を開拓し、持続的な成長を目指します。

◆研究技術統括本部

各事業本部の技術情報を統括管理します。DX・AI活用による研究開発の効率化を図り、「社内技術（コアコンピタンス）の活用」「社外技術の導入」「社外連携による新たなバリューチェーン構築」「DX技術の導入と人財育成」を強化していきます。新規事業・新規テーマの創出、無形資産の積極的な活用、効率的な管理等により、当社の研究技術力を維持・強化していきます。

また、既存の事業本部においても、「稼ぐ力の強化、高収益構造への転換」の取り組みを進めております。

◆樹脂添加剤本部：トップシェア製品の育成・強化

当社は、樹脂添加剤の新ブランドとして透明化剤「トランスパレックス」（以下、トランスパレックス 英名：「TRANSPAREX」、製品名：「アデカトランスパレックス CAシリーズ」）を立ち上げ、2024年11月から米国、アジア圏を中心に販売を開始しました。

トランスパレックスは、プラスチックの一種であるポリプロピレンに少量添加することで世界最高の透明性（2024年11月1日時点、当社調べ）を実現します。電子レンジ加熱に対応した透明性の高い食品容器、耐薬品性が求められる医療器具や化粧品ボトルなどをはじめ、様々な市場の要望に応えることができる、今までにない透明化剤です。

ADEKAグループは、トランスパレックスの市場投入により、2030年までに同製品を含む透明化剤全体の連結売上高を300億円超とし、透明化剤世界シェアNo.1を目指します。

(3) サステナビリティを意識した企業経営

当社グループは、中長期的な視点に立ち「サステナビリティ」における課題に取り組むことで、グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、持続可能な社会と人々の豊かなくらしに貢献していきます。

ADEKAグループ サステナビリティ基本方針「ADEKAグループは、公正・透明な企業活動を通じて、技術と信頼でステークホルダーの期待に応え、持続可能な社会に貢献します。」は、当社グループが社会の一員としての基本的責務を果たしつつ、本業を通じて持続可能な社会に貢献すること、ひいては自らの持続的成長を目指す基本姿勢を表現したものです。

同基本方針に基づいた企業活動を具体的に推進するため、サステナビリティ委員会（委員長：代表取締役社長）では、環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)の3分野にわたるサステナビリティ優先課題と、SDGs達成の目標年度である2030年を念頭に置いた目標(2030年KPI)を定め、全社横断的な取り組みを行っています。

2024年度は、中期経営計画『ADX 2026』において、「環境貢献製品売上高」、「GHG排出量」、「女性管理職比率」の3項目をサステナビリティ指標として新たに導入しました。環境(E)においては「オールADEKAでアイデアを結集し2050年にカーボンニュートラルを目指す」ため、生産工場におけるエネルギーの削減や再エネ導入を進めるとともに、引き続き適正な情報開示を行うための国内外グループ会社との目線合わせ及び浸透活動を実施しました。社会(S)では、人権に関する取り組みの高度化に向け、人権デュー・ディリジェンスの推進／苦情処理メカニズムの運用継続／人権教育・啓発活動の推進を図り、さらに、第二期DE&Iプロジェクトチームを編成し、女性活躍推進も加速させました。ガバナンス(G)では、グループリスクマネジメント体制の強化、取締役会実効性向上等、コーポレート・ガバナンスの強化など、下掲の取り組みを実行しました。

【2024年度の主な活動】

環境 (E)	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンニュートラル推進戦略」の実行及び浸透活動 ・非生産拠点を中心に国内13拠点において再生可能エネルギー由来電力を導入（その内、使用電力の実質再生可能エネルギー100%は9拠点） ・中期経営計画『ADX 2026』において、GHG削減量をサステナビリティ指標として新たに加え、カーボンニュートラルへの取り組みを推進 ・「環境貢献製品」2024年度売上高は、2019年度比1.9倍へ拡大
社会 (S)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する取り組みの高度化に向け、人権デュー・ディリジェンスの推進／苦情処理メカニズムの運用継続／人権教育・啓発活動を推進 ・第二期DE&Iプロジェクトチームを編成し、女性活躍推進を加速 ・2024年度(単体)実績では女性管理職比率5.8%となり、一般事業主行動計画2025年度目標(5%以上)を前倒しで達成 ・エンゲージメントサービスを活用し、従業員エンゲージメント向上策を推進 ・「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)ホワイト500」初認定
ガバナンス (G)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルで「ADEKAグループ行動憲章」の理解・浸透を図る ・グループ全体での平時及び有事リスクマネジメント体制の強化（ERM（統合型リスク管理）の運用強化） ・地政学リスク対応の強化（台湾有事対応等） ・取締役会実効性の向上（社外取締役の現場を知る・感じる機会の拡充等） ・取締役のスキルマトリックスの見直し ・後継者計画の運用 ・情報セキュリティ強化（インシデント対応見直し、グループ会社情報セキュリティ体制強化、情報管理教育の拡充）

(4) 対処すべき課題

2025年度の世界経済は、低成長ながらも底堅く推移する見込みですが、米国の関税政策によるサプライチェーンの分断、インフレの再燃などが懸念され、先行きには多くの不確定性を伴っています。相互関税や金融資本市場の変動が世界経済や当社事業に影響を及ぼす可能性を孕んでいますが、その動向は不透明な状況です。

当社グループの主要ターゲットである自動車、半導体、食品、農業等の各分野は、個人消費の持ち直しやデジタル技術の進展と普及、おいしく、安心・安全な食料の安定供給のニーズといった背景から、緩やかな需要回復が続くと予想しています。

このような状況のなか、中期経営計画『ADX 2026』の2年目としては、引き続き、基本戦略に掲げる稼ぐ力の強化、サステナビリティの取り組み推進、外部環境の変化に対応できる強靭なサプライチェーン構築などの施策を実行し、社会価値と利益の共創を実現してまいります。

報告セグメント別の2025年度の見通し

事 業		売上高・営業利益	要 因
化 学 品	樹脂添加剤	増収・増益	新規透明化剤の販売本格化。家電向け難燃剤、自動車向け核剤、光安定剤の販売拡大。コストダウンによる競争力強化。
	半導体材料	増収・減益	フォトレジスト向け材料や高誘電材料の販売拡大。メモリ向け一部材料で販売価格下落影響が続く。積極投資に伴う固定費増。
	環境材料	増収・増益	自動車向け堅調。建築塗料向け反応性乳化剤、光学フィルム向け光硬化樹脂の販売拡大。化粧品原料の販売復調。
食 品		増収・微増益	練り込み油脂等の高機能製品、プラントベースフードの国内・海外での販売拡大。中国での販売復調。販売価格の適正化。
ライフサイエンス		増収・減益	農薬は国内の果樹・野菜等市場への展開加速。インドでの販売復調、欧州での販売拡大。研究開発強化に伴う固定費増。

- (注) 1. 2025年4月1日付の組織改定に伴い、化学品事業のサブセグメント「電子材料」を「半導体材料」に改称しました。報告セグメント別の2025年度の見通しにある半導体材料の売上高・営業利益項目につきましては、半導体材料に係る製品区分に組み替えた後の数値で対前年度比較を行っています。
2. 将来的予測などに関する記述は、現時点における将来に関する前提・見通し・計画に基づく予測が含まれています。

当社グループの事業を取り巻く経済情勢、市場の動向、為替の変動などに関わるリスクや不確定要因により、実際の業績が、記載と異なる可能性がありますことをご承知おき下さい。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第160期	2022年度 第161期	2023年度 第162期	2024年度 第163期 (当期)
売上高 (百万円)	361,234	403,343	399,770	407,145
経常利益 (百万円)	35,658	32,579	35,763	39,346
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	23,687	16,778	22,977	25,019
1株当たり当期純利益	229円65銭	163円30銭	224円87銭	245円55銭
総資産 (百万円)	475,304	500,068	543,057	543,118
純資産 (百万円)	296,871	311,709	339,682	351,776

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数によっております。
2. 第161期の期首より、一部の在外子会社等の収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算する方法から、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更し、第160期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、遡及適用後の数値を記載しています。
3. 第163期より、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

7. 重要な子会社等の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

事業	会社名	所在地	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
化 学 品	ADEKAケミカルサプライ株式会社	東京都	百万円 104	100.00 (間接所有5.57)%	化学製品の販売、金属加工油等の開発、製造、販売
	ADEKAクリーンエイド株式会社	東京都	百万円 140	100.00	業務用厨房用洗剤、工業用洗剤等の開発、販売
	AMFINE CHEMICAL CORP. (アムファインケミカル)	米国	万USドル 1,600	60.00	樹脂添加剤等の製造、販売
	オキシラン化学株式会社	東京都	百万円 600	51.00	エポキシ系可塑剤等の製造、販売
	長江化学股份有限公司	台湾	万NTドル 3,000	50.50	樹脂添加剤等の販売
	ADEKA KOREA CORP. (アデカコリア)	韓国	億ウォン 150	100.00	化学製品の製造、販売
	ADEKA (ASIA) PTE LTD. (アデカ(アジア))	シンガポール	万USドル 80	100.00	化学製品の販売
	ADEKA EUROPE GMBH (アデカヨーロッパ)	ドイツ	万ユーロ 50	100.00	化学製品の販売
	台湾艾迪科精密化学股份有限公司	台湾	億NTドル 2	100.00	液晶パネル関連薬剤の製造、販売、化学製品の輸入販売
	ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS (アデカポリマー アディティブズヨーロッパ)	フランス	万ユーロ 300	100.00 (間接所有100.00)%	樹脂添加剤の製造、販売
	艾迪科(中国)投資有限公司	中国	万USドル 3,100	100.00	化学製品及び原材料の販売
	艾迪科精細化工(常熟)有限公司	中国	万USドル 2,154	50.00	樹脂添加剤の製造、販売
	ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. (アデカファインケミカル(タイランド))	タイ	万バーツ 6億5,800	81.00	樹脂添加剤の製造、販売、輸入販売
	AM STABILIZERS CORP. (エーエムスタビライザーズ)	米国	万USドル 850	100.00 (間接所有100.00)%	樹脂添加剤の製造、販売
	ADEKA USA CORP. (アデカユースエー)	米国	万USドル 100	100.00	化学製品の販売
	艾迪科精細化工(浙江)有限公司	中国	万USドル 3,000	100.00 (間接所有100.00)%	樹脂添加剤、機能性樹脂、電子材料等の製造、販売
	ADEKA AL OTAIBA MIDDLE EAST LLC (アデカアルオタイバミドルイースト)	アラブ首長国連邦	万UAEディルハム 4,546	49.00	樹脂添加剤の製造、販売、化学製品、食品の販売

(注) 当社は、2025年1月6日を効力発生日として、当社の連結子会社である艾迪科精細化工(上海)有限公司の出資持ち分を上海圣奎塑業有限公司へ譲渡いたしました。

事業	会社名	所在地	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
食品	ADEKAファインフーズ株式会社	鳥取県	百万円 50	% 100.00	マヨネーズ類、油脂加工食品類、魚介類を使用した加工製品の製造、販売
	ADEKA (SINGAPORE) PTE.LTD. (アデカ (シンガポール))	シンガポール	万Sドル 800	100.00	食用加工油脂、冷凍パイ生地及び関連食品の製造、販売
	ADEKA食品販売株式会社	東京都	百万円 42	100.00	製菓・製パン用食用加工油脂、その他食品原料等の販売
	上原食品工業株式会社	東京都	百万円 70	100.00	フラワーペースト、餡類及びレトルト調理食品の製造、販売
	艾迪科食品（常熟）有限公司	中国	万USドル 2,300	70.00	食用油脂、油脂加工食品の製造、販売
	ADEKA FOODS (ASIA) SDN.BHD. (アデカフーズ (アジア))	マレーシア	万リンギット 9,000	60.00	食用加工油脂、マーガリン、ショートニング、ファットスプレッドの製造、販売

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であるADEKA食品販売株式会社を存続会社とし、当社の連結子会社である株式会社ヨンゴー及び株式会社クラウンを消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である上原食品工業株式会社の全株式を株式会社神戸物産へ譲渡しております。

事業	会社名	所在地	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ラ イ フ サ イ エ ン ス	日本農薬株式会社	東京都	百万円 14,939	% 51.00	農薬、医薬品等の製造、販売
	株式会社ニチノー緑化	東京都	百万円 160	100.00 (間接所有100.00)	ゴルフ場用・家庭園芸用・緑化用薬剤の販売、芝・芝関連資材の販売、造園・芝生地の設計、施工
	株式会社ニチノーサービス	福島県	百万円 3,400	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産賃貸及び管理の請負、倉庫業等
	NICHINO AMERICA, INC. (ニチノーアメリカ)	米国	万USドル 70	100.00 (間接所有100.00)	農薬の販売、普及、開発、登録
	日本エコテック株式会社	東京都	百万円 20	100.00 (間接所有100.00)	農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境保全に関するコンサルティング等
	日佳農薬股份有限公司	台湾	万NTドル 4,000	57.00 (間接所有57.00)	農薬の販売、普及、開発等
	株式会社アグリマート	東京都	百万円 50	100.00 (間接所有100.00)	シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等
	NICHINO INDIA PVT.LTD. (ニチノーアンディア)	インド	万ルピー 436	100.00 (間接所有100.00)	農薬の生産、開発、販売等
	SIPCAM NICHINO BRASIL S.A. (シプカムニチノーブラジル)	ブラジル	万レアル 22,389	50.00 (間接所有50.00)	農薬の生産、普及、販売等
	NICHINO EUROPE CO.,LTD. (ニチノーヨーロッパ)	英国	万ポンド 3	100.00 (間接所有100.00)	農薬の販売、普及、開発、登録
	NICHINO VIETNAM CO.,LTD. (ニチノーベトナム)	ベトナム	億ベトナムドン 226	100.00 (間接所有100.00)	農薬の販売、普及、開発
	INTERAGRO (UK) LTD. (インターフローティング)	英国	ポンド 33,073	100.00 (間接所有100.00)	アジュバント・バイオステイミュラントの販売、開発
	NICHINO NETHERLANDS BV (ニチノーネザーランド)	オランダ	ユーロ 1	100.00 (間接所有100.00)	アジュバント・バイオステイミュラントの販売、開発
	IA AGRICULTURE HUNGARY KFT (アイアグリカルチャーハンガリー)	ハンガリー	万ハンガリーフォリント 300	100.00 (間接所有100.00)	NICHINO NETHERLANDS BVの業務管理
	NICHINO SOUTH AFRICA (PTY) LTD (ニチノーサウスアフリカ)	南アフリカ	0	100.00 (間接所有100.00)	アジュバント、バイオステイミュラント事業の開発

(注) INTERAGRO NETHERLANDS BV は、2025年3月31日を効力発生日として、NICHINO NETHERLANDS BVに商号変更しました。

事業	会社名	所在地	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
その他	ADEKA総合設備株式会社	東京都	百万円 130	% 100.00	設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス
	ADEKA物流株式会社	東京都	百万円 50	100.00	貨物運送取扱事業、産業廃棄物処理仲介業、物流資材販売
	ADEKAライフクリエイト株式会社	東京都	百万円 65	100.00 (間接所有20.00)	不動産の売買、仲介、管理、損保・生保代理業、OA機器職域販売、ビル・社宅等の管理運営

(2) 重要な関連会社の状況

事業	会社名	所在地	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
化学品	株式会社コープクリーン	埼玉県	百万円 80	% 46.88	石鹼、洗剤等の開発、販売
	昭和興産株式会社	東京都	百万円 550	21.43	合成樹脂、化学品、産業資材、情報電子材料、環境関連の商材等の販売
ライフサイエンス	AGRICULTURAL CHEMICALS (MALAYSIA) SDN. BHD. (アグリカルチュラルケミカルズ(マレーシア))	マレーシア	万リンギット 205	24.18 (間接所有24.18)	農業資材の製造・販売
	SIPCAM EUROPE S.P.A. (シップカムヨーロッパ)	イタリア	万ユーロ 3,694	20.00 (間接所有20.00)	農薬の生産、販売
	タマ化学工業株式会社	埼玉県	百万円 126	33.43 (間接所有33.43)	医薬・農薬中間体及びその他化学品の製造・販売

8. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

化 学 品 事 業	樹脂添加剤	ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用安定剤・可塑剤、難燃剤、その他
	電子材料	高純度半導体材料、光酸発生剤、電子回路基板エッティング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、画像材料、その他
	環境材料	エポキシ樹脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗浄剤、化粧品原料、プロピレンジコール類、過酸化水素及び誘導品、水膨張性シール材、電池材料、その他
食品事業	マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ・調理用油脂、プラントベースフード、ホップクリーム、練り込み用クリーム、フィリング類、マヨネーズ・ドレッシング類、機能性食品素材、その他	
ライフサイエンス事業	農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材薬品、医療材料、その他	
その他の事業	設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輌等リース、不動産業、保険代理業、その他	

9. 主要な営業所及び工場等 (2025年3月31日現在)

(1) 当社

営業所	本社 (東京都) 大阪支社 (大阪府) 名古屋支店 (愛知県) 札幌営業所 (北海道)	福岡支店 (福岡県) 仙台営業所 (宮城県)
工場	鹿島化学品 (茨城県) 鹿島食品 (茨城県) 千葉 (千葉県) 三重 (三重県)	富士 (静岡県) 明石 (兵庫県) 相馬 (福島県)
研究所	東京都 大阪府	埼玉県

(2) 子会社

主要な子会社及びその所在地は、「7. 重要な子会社等の状況 (1) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

10. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
化 学 品 事 業	2,553名	16名増
食 品 事 業	964名	28名減
ラ イ フ サ イ エ ネ ス 事 業	1,522名	50名減
そ の 他 の 事 業	240名	4名増
全 社 共 通	174名	1名減
合 計	5,453名	59名減

(注) 従業員数は、就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、当社グループからグループ外への出向者や臨時従業員等は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	1,507名	12名減	40.6歳	17.7年
女 性	303名	7名増	38.2歳	14.4年
合 計	1,810名	5名減	40.2歳	17.1年

(注) 従業員数は、就業人員であり、出向社員124名、受入出向者1名、臨時従業員等は含んでおりません。

11. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(1) 当社グループの借入先の状況

借入先						借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行						24,231
農林中央金庫						5,744
三井住友信託銀行株式会社						4,184
株式会社三菱UFJ銀行						4,173
朝日生命保険相互会社						2,547
株式会社国際協力銀行						2,474

(2) 当社の借入先の状況

借入先						借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行						3,000
農林中央金庫						2,450
朝日生命保険相互会社						2,000
三井住友信託銀行株式会社						1,150
株式会社中國銀行						550
株式会社三井住友銀行						500

II 会社の現況

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 103,768,142株
 (2) 株主数 13,279名
 (前期末比4,350名増)
 (3) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
※日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,087	10.84
※株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,930	7.75
朝日生命保険相互会社	4,053	3.96
※みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	3,770	3.69
A D E K A 取引先持株会	3,258	3.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,401	2.35
全国共済農業協同組合連合会	2,334	2.28
農林中央金庫	2,244	2.19
日本ゼオント株式会社	2,188	2.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	2,161	2.11

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,504,838株)を控除して計算しております。
 なお、自己株式1,504,838株には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式98,800株を含んでいません。
 2. ※の信託銀行の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2021年6月18日開催の第159回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2024年6月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同7月19日に普通株式22,500株を処分しています。なお、当社の対象取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役 員 区 分	割 当 て 対 象 人 数	割 り 当 て た 株 式 の 数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4名	22,500株

2. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	城 詰 秀 尊	社長執行役員
代表取締役	富 安 治 彦	専務執行役員 社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当 兼 内部統制推進委員長 兼 リスクマネジメント委員長 日本農薬株式会社 取締役
取 締 役	志 賀 洋 二	執行役員 財務・経理部、情報システム部担当
取 締 役	正 宗 潔	執行役員 法務・広報部、経営企画部担当 兼 コンプライアンス推進委員長 兼 設備投資委員長
取 締 役（社外）	遠 藤 茂	日揮ホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役（社外）	堀 口 誠	岩谷産業株式会社 特別理事 東日本イワタニガス株式会社 取締役会長 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社 代表取締役社長
取 締 役（社外）	高 橋 直 也	日立ヴァンタラ株式会社 エグゼクティブアドバイザ
取 締 役 常勤監査等委員	田 谷 浩 一	
取 締 役 監査等委員（社外）	奥 山 章 雄	公認会計士 信金中央金庫 監事
取 締 役 監査等委員（社外）	平 沢 郁 子	弁護士 大空法律事務所 パートナー 学校法人日本大学 理事 公益財団法人日本医療評価機構 副理事長 こども家庭庁旧優生保護法補償金等認定審査会 委員

- (注) 1. 取締役遠藤茂氏、堀口誠氏、高橋直也氏、奥山章雄氏及び平沢郁子氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役堀口誠氏は、2025年4月1日付で東日本イワタニガス株式会社 取締役会長を退任しております。
 3. 監査・監督機能の強化及び効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
 4. 監査等委員田谷浩一氏は、営業・購買部門を中心に業務遂行に携わってきた経験・実務経験があるなど、当社の業務に精通しています。また、2018年6月からは執行役員として当社経営に携わり、大阪支社長も務めるなど企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
 監査等委員奥山章雄氏は、公認会計士として長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査等委員平沢郁子氏は、長年、弁護士として労働法務をはじめ企業法務全般に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各非業務執行取締役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人財確保、当社の成長に向けた積極果斷な経営判断を支えるため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および記名子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員、ならびに、当社または記名子会社から出向または兼任する一部海外子会社の役員です。また、その保険料は当社または記名子会社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、または他の者に利益を供与したことに起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬を決定する方針

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬、当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与及び、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての株式報酬で構成されます。なお、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は、2024年6月21日開催の取締役会にて以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上につながる、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことができるよう、適切かつ健全なパフォーマンスの動機付けとして十分機能する内容のものとする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての役員賞与及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて支給額を決定する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、各事業年度の財務業績（連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益）及び中期経営計画において定められたサステナビリティ指標（環境貢献製品売上高、GHG排出量）に対する各事業年度の実績を評価対象とし、その他諸般の事情を総合的に勘案して算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期に支給する。

なお、財務上の業績指標に関する実績については、I.当社グループの現況の1.事業の経過及びその成果並びに6.財産及び損益の状況の推移に記載のとおりである。

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、業務執行取締役の職務執行開始日から1ヶ月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から3年以上とし、原則として、当該期間中継続して対象役員の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬である役員賞与のウエイトが高まる構成とする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね以下のとおりとする（業績指標の達成率が100%である場合）。

役 位	基 本 報 酉	業 績 連 動 報 酉 等	非 金 銭 報 酉 等
代表取締役会長	51%	19%	30%
代表取締役社長	54%	18%	28%
取締役兼専務執行役員	56%	15%	29%
取締役兼常務執行役員	56%	13%	31%
取締役兼執行役員			

(注 業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式である。)

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等のうち基本報酬については、第159回定時株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長がその具体的な内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長は、取締役の役位、在任年数に応じて定められた報酬基準により策定した報酬案について、指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の報酬額を決定する。

個人別の報酬等のうち役員賞与については、第159回定時株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長がその具体的な内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長は、各事業年度の財務業績（連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益）及び中期経営計画において定められたサステナビリティ指標（環境貢献製品売上高、GHG排出量）に対する各事業年度の実績を評価対象とし、その他諸般の事情を総合的に勘案して報酬案を策定し、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、指名・報酬委員会の意見・助言を踏まえて決定する。

個人別の報酬等のうち株式報酬は、第159回定時株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が、取締役会において定めた株式報酬規程に基づき、指名・報酬委員会に諮問した上で、取締役会において、取締役個人別の割当株式数を決定する。

6. 個人別の報酬等の決定を委任する者及びその理由

上記5. に記載のとおり、当社は、個人別の報酬等の決定を代表取締役社長城詰秀尊に委任しております。同氏は、代表取締役社長として、すべての業務を統括していること、及び、個人別の報酬等の決定を委任する前提として、指名・報酬委員会で審議の上決議承認された、明確な報酬基準等が存在していることが、同氏に決定を委任している理由です。同氏は、いずれの報酬についても、株主総会で決議された限度額の範囲内で、報酬基準等に基づいて報酬案の策定を行い、指名・報酬委員会に諮問の上、指名・報酬委員会の意見・助言を踏まえて決定しています。したがって、代表取締役社長城詰秀尊に委任された権限は、適切に行使されております。

7. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、取締役会の諮問による指名・報酬委員会の答申や報酬基準等に基づく審議を経ていることで、その決定方法及び決定内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	298 (32)	170 (32)	60	67	9 (4)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	45 (21)	45 (21)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 上記取締役は、使用人兼務取締役ではなく、取締役の報酬等の総額には使用人分給与は含まれておりません。
2. 2021年6月18日開催の第159回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額480百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とご決議いただいております。
- なお、上記定時株主総会後の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の員数は、取締役（監査等委員を除く）12名（うち社外取締役3名）、取締役（監査等委員）5名（うち社外取締役3名）となっております。
- また、上記の報酬枠とは別枠で、2021年6月18日開催の第159回定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する報酬額を年額150百万円以内とご決議いただいております。
- なお、上記定時株主総会終結後の対象となる取締役の員数は、9名となっております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 堀口取締役：岩谷産業株式会社 特別理事
 東日本イワタニガス株式会社 取締役会長
 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社 代表取締役社長

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 遠藤取締役：日揮ホールディングス株式会社 社外取締役
 高橋取締役：日立ヴァンタラ株式会社 エグゼクティブアドバイザ
 奥山取締役（監査等委員）：信用中央金庫 監事
 平沢取締役（監査等委員）：大空法律事務所 パートナー
 学校法人日本大学 理事
 公益財団法人日本医療評価機構 副理事長
 こども家庭庁旧優生保護法補償金等認定審査会 委員

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

- ③ 当期中の取締役会・監査等委員会・指名・報酬委員会での活動状況

種類	年間開催回数	平均出席率	主要テーマ
取締役会	17回	100% (取締役及び監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の進捗 事業戦略、事業投資、M&A 組織再編、グループ再編 ESG・サステナビリティの進捗 従業員エンゲージメント IR・SRの取り組み状況、株主との対話内容 広報活動の強化 資本効率性、投下資本利益性 資金調達 リスクマネジメント及びコンプライアンス 内部統制
監査等委員会	6回	100% (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員会監査方針、監査計画及び職務分担 監査等委員である取締役候補者の選任、監査等委員会委員長などの選定 会計監査人の選任等に関する決定、会計監査人の報酬同意 会計監査人による監査及びレビューに対する監査計画・結果などの相当性の判断・検証 会計監査人による非保証業務の実績報告に対する相当性の判断・検証 監査実施結果、監査等委員会の監査報告書
指名・報酬委員会	5回	100% (全委員)	<ul style="list-style-type: none"> 次期役員候補者指名案承認 役員賞与支給案承認 役員賞与の名称・構成改定承認 取締役スキルマトリックスの見直し

④ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況 (出席率)	監査等委員会出席状況 (出席率)	指名・報酬委員会出席状況 (出席率)	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	遠 藤 茂	17回／17回 (100%)	—	5回／5回 (100%)	国際情勢等の幅広い知識・見識と豊かな国際感覚をもとに、グローバルな視点から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外取締役として経営の重要な事項決定及び業務執行の監督において当社が期待する十分な役割を果たしました。
	堀 口 誠	17回／17回 (100%)	—	3回／3回 (100%)	経営及び企業統治に関する豊富な経験、幅広い見識、グローバルな知見に基づき適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外取締役として経営の重要な事項決定及び業務執行の監督において当社が期待する十分な役割を果たしました。
	高 橋 直 也	13回／13回 (100%)	—	—	経営及びデジタル技術（IT・DX）の活用に関する豊富な経験、幅広い見識、グローバルな知見から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外取締役として経営の重要な事項決定及び業務執行の監督において当社が期待する十分な役割を果たしました。
取締役 (監査等委員)	奥 山 章 雄	17回／17回 (100%)	6回／6回 (100%)	—	主に公認会計士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外者としての公正・客観的な立場から当社が期待する十分な役割を果たしました。
	平 沢 郁 子	17回／17回 (100%)	6回／6回 (100%)	—	主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べるなど、社外者としての公正・客観的な立場から当社が期待する十分な役割を果たしました。

- (注) 1. 取締役堀口誠氏の指名・報酬委員会の出席回数は、2024年6月21日の委員就任以降に開催された指名・報酬委員会のみ対象としております。
2. 2024年6月21日開催の第162回定時株主総会において、高橋直也氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。

⑤ 社外役員に対する報酬等の総額

社外役員 6名 53百万円

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

a.監査公認会計士等に対して当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	81	—
子会社	—	—
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	81	—

b.監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	—	12
子会社	67	39
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	67	51

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社である日本農薬株式会社及び同社の子会社は、協和監査法人の監査を受けており、同監査法人に対する監査証明業務に基づく報酬額は、44百万円です。
3. 当社及び当社子会社が、会計監査人と同一のネットワーク (Ernst&Young) に属する組織に対して委託した非監査業務の主な内容は、税務関連のアドバイザリー等です。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当期の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項、第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

① A D E K A グループ経営理念

「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」

② A D E K A グループ行動憲章

- (i) 本業を通じた、持続可能で豊かな社会づくりへの貢献
- (ii) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動
- (iii) 適切かつ公正な情報開示
- (iv) 環境の保全
- (v) 安全で高品質な製品・サービスの提供
- (vi) 働きやすい職場環境
- (vii) 社会・ステークホルダーからの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動
- (viii) 健全で持続的な発展と社会への貢献
- (ix) 反社会的勢力の排除
- (x) 危機管理の徹底
- (xi) より良い社会の実現に向けて

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会（本部格）を設置し、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

- ② ADEKAグループ・コンプライアンス規程
ADEKAグループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓発活動、内部通報制度の運用等を推進する。
- ③ 倫理綱領・マニュアル
「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し、法令遵守を徹底する。
- ④ コンプライアンス教育・研修
階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報、メールマガジン等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。
- ⑤ モニタリングと業務監査
 - (i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査
 - (ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携
 - (iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査等委員会への報告
- ⑥ 内部通報制度
コンプライアンス内部通報規程に基づき内部通報窓口の適正な運用を通じたコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。
- ⑦ 内部統制システム推進組織
内部統制推進委員会（本部格）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。
- ⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断
反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続を行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。

- ① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存
- ② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

(4) 損失の危険に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ① リスクマネジメント委員会の設置及びADEKAグループリスクマネジメント規程・マニュアルに基づく体制整備

リスクマネジメント委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、リスクマネジメント規程・マニュアルの立案と、リスク体制のチェック等を行う。

リスクマネジメント規程・マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。

- ② 緊急対策本部の設置

有事で特に緊急性・重要度の高いケースは、リスクマネジメント規程・マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。

- ③ リスク管理の監査

業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役、監査等委員会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度

執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。

- ② 経営会議

取締役会決議事項について事前審議を行い、経営執行上の重要事項について、審議の迅速化と情報の共有化を図る目的で、経営会議を設置し、経営会議規則で定める付議事項について審議、決定する。

- ③ 役員の任期

取締役（監査等委員以外の取締役）と執行役員の経営責任を明確化し、効率化を促す目的で、任期を1年とする。（監査等委員である取締役の任期は2年）

- ④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化

社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

- ⑤ 予算管理制度

期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制

当社の代表取締役は、週報・月報制度、ADEKAグループ社長会、グローバル戦略会議、各子会社の株主総会への出席、子会社に取締役・監査役として派遣された者（以下、「派遣役員」という。）を通じて、各子会社の業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努める。

② 子会社のリスク管理に関する体制

各子会社に、業態及び規模に応じたリスク管理体制の構築・整備、運用状況の報告を求める。また、子会社に緊急事態が発生し、当社や他の子会社へ重大な影響が懸念される場合、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

管理会計の手法により子会社の予算の進捗、達成状況レビュー、フィードバックを行う。また、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で即時の情報収集を可能とし、業務の効率化を図る。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の倫理綱領、各種規程・マニュアル等を定め、グループ一体のコンプライアンス体制を取る。各子会社に、業態及び規模に応じたコンプライアンス推進体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求めるとともに、グループ・コンプライアンス協議会やコンプライアンス講演会を開催し、コンプライアンス意識の醸成と情報の共有化を図る。派遣役員、当社監査等委員会、業務監査室による子会社のモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の独立性の確保と監査等委員会の指示の実効性の確保に関し、以下の体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

- ① 監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に関して、他の取締役（監査等委員以外の取締役）からの指示命令は受けない。
- ② 補助使用人には監査等委員会の指示を遂行しうるスキルと経験を有する者を起用する。
- ③ 補助使用人の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。

② 監査等委員会の権限

監査等委員会は、常勤監査等委員を通じて業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。

③ コンプライアンス推進委員会との連携

(i) コンプライアンス推進委員会への出席

常勤監査等委員は、コンプライアンス推進委員会へ出席し、委員会からコンプライアンス活動の状況の報告を受ける。

(ii) 内部通報窓口

a) コンプライアンス推進委員会事務局は、内部通報窓口に対して行われた通報を常勤監査等委員に報告する。

b) 通報者の匿名性の確保、守秘義務及び通報者の不利益取扱いの禁止等を定めた社内規程に基づき、監査等委員と協力して、内部通報窓口の公正な運営、通報案件の適正な処理、通報者保護を図る。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会または監査等委員は、監査の実施のため弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対し助言を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど、必要な費用を会社に対し請求することができる。当該請求に係る費用が監査等委員会または監査の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は当該請求に応ずるものとする。

前記、業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス推進委員会を年4回、グループ・コンプライアンス協議会を年2回開催し、コンプライアンス上の課題の分析、対策立案、実行及び管理を行いました。

グループ・コンプライアンスの強化に向け、A D E K A グループ経営理念・行動憲章の周知浸透に努めています。コンプライアンス教育・研修については、当社グループの

役員、従業員を対象としたコンプライアンス講演会、テーマ・法令別研修や、階層別研修、e ラーニング等を実施しています。

当年度は、「本業を通じた社会貢献」と「サステナビリティ経営」の要素を盛り込んだ2022年改定版「ADEKAグループ行動憲章」の周知浸透を図るべく、日本語・英語・中国語版のeラーニング教材を作成しました。海外グループ会社への周知浸透に努めてまいります。

サステナビリティ経営の重要テーマ「ビジネスと人権」への対応として、当社グループは、2024年4月、一般社団法人 ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に正会員として加盟し、ADEKAグループ従業員以外の幅広いステークホルダーから、人権問題に関する苦情・通報を受け付ける体制を整えました。現在、サステナビリティ委員会の下部組織である人権分科会において、人権デューデリジェンスと人権に関する教育・研修等を実施しています。

グループ共通の内部通報窓口「ADEKAグループほっとライン」を海外拠点の役職員も利用できるよう、専用WEBサイトの構築、グローバル内部通報規程の制定や、相談・通報窓口を紹介する小冊子「ADEKAグループほっとライン利用の手引き」の改定を行いました（2025年運用開始予定）。

また、2024年11月に、海外グループ会社出向社員を対象にコンプライアンス意識調査（アンケート）を実施しました。同調査結果を、海外グループ会社にフィードバックし、課題の改善に努めるとともに、次回予定している海外拠点の現地従業員向けアンケートの作成に活かしてまいります。

② リスク管理体制

気候変動リスク、自然災害の激甚化や、地政学リスク等、近年、リスクが多様化・複雑化しており、会社法・会社法施行規則やコーポレートガバナンス・コードでも、グループ会社を含むリスクマネジメント体制の強化が求められています。リスクマネジメント委員会及びグループ・リスクマネジメント協議会の活動を通じて、グループ全体のリスク管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

グループ・リスクマネジメントの高度化をシステム面からサポートし、リスク情報の一元管理を可能とすることを目的に導入した、クラウド統合ERMシステム「Enterprise Risk MT」の運用を2023年4月より開始し、当年度は、国内グループ会社への展開を行いました。今後、海外グループ会社への展開に向け、準備を進めてまいります。

また、昨今の地政学リスクの高まりを踏まえ、リスクマネジメント委員会の傘下に地政学リスク対応検討部会を設置し、海外拠点向けの「緊急事態対応ガイドライン」(案)の策定も行いました。今後、グループ各社の意見を参考に、同ガイドライン案のブラッシュアップと周知浸透を図ってまいります。

これらの取り組みを通じ、グループ・リスクマネジメントのさらなる強化に取り組んでまいります。

③ 子会社経営管理

子会社から当社への週報・月報制度の運用を徹底するとともに、子会社の取締役会、株主総会、各事業本部主催のグローバル戦略会議やADEKAグループ社長会において、子会社から業務執行の報告を受けることにより、子会社の管理監督を行っています。

子会社への役員の派遣や、子会社に対する当社監査等委員による監査や業務監査室による内部監査を通じて、子会社における業務の適正性の確保に努めています。当期においても、監査等委員及び業務監査室が、それぞれの監査計画に基づき、監査を実施しました。

また、当社では、グローバル経営管理システムによる子会社の経営管理の仕組みを構築し、子会社の業務の効率化に取り組んでいます。

④ 監査等委員会への報告に関する体制

常勤監査等委員は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、コンプライアンス推進委員会、グループ・コンプライアンス協議会とリスクマネジメント委員会、グループ・リスクマネジメント協議会にオブザーバーとして常時出席し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理の状況を把握しています。また、常勤監査等委員は、会計監査人が四半期に一度、法務・広報部 法務グループ及び経営企画部 グループ会社統括室に対して実施するヒアリングにも同席しています。

コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口への通報は、常勤監査等委員に適時報告され、また、同規程で定める通報者の匿名性の確保、守秘義務や通報者の不利益取り扱いの禁止等に基づき、常勤監査等委員と協力し、内部通報窓口の公正な運営に取り組んでいます。

5. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりです。

〈基本方針の内容〉

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 当社の企業価値の源泉

(a) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端をいく製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というサステナビリティ(企業の社会的責任)の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏に捉え、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等、すべてのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

(b) 当社の事業内容とその特徴

当社は、化学品事業、食品事業及びライフサイエンス事業という3つの事業を擁するユニークな企業として事業活動を行っています。化学品事業では、樹脂添加剤、電子材料、環境材料、食品事業では、加工油脂製品、加工食品製品、ライフサイエンス事業では農薬、医薬品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、各事業分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、ライフサイエンス、環境、エネルギー、次世代ＩＣＴといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

(c) 中期経営計画について

I. 当社グループの現況 5.(1)中長期的な経営戦略に記載のとおり、当社グループは、中期経営計画『ADX 2026』を、当社グループのありたい姿『ADEKA VISION 2030』の実現に向けたセカンドステージと位置付け、経営とサステナビリティの統合を進め、新しい社会環境に対応する経営基盤への変革と、利益を重視した持続的な成長を目指しています。

中長期的視野で持続的に成長できる収益構造を構築し、社会価値と経済価値を追求することで、企業価値の向上を図ります。

(d) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

また、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。今後も当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(1)に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2007年より当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入してきましたが、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策に関する近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、2022年5月23日の当社取締役会において、同対応方針の継続を行わず、廃止することを決定しました。

当社は、同対応方針の廃止後も引き続き当社の株主共同の利益及び企業価値の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間及び情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記（2）及び（3）の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社は、基本方針に照らして不適切な者による当社株式の大規模買付行為を含む濫用的な買収や提案等への最大の防御策は、中期経営計画及びガバナンス強化の取り組みの着実な実行と、経営理念、事業特性や中長期ビジョン等を踏まえた事業活動により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に高めていくことだと考えています。当社株式の大規模買付行為に関する対応方針は、濫用的買収を防止し、企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を回避することを目的に導入したのですが、昨今、株主の権利を制限する、経営陣の自己規律性を弱め、自己保身につながる等として、機関投資家の反対意見が強まっています。これらの機関投資家の意見に加え、2009年金融商品取引法によるT.O.Bルール改正や、当社株価の上昇等により、当社が同対応方針を維持する必要性は薄れきっているとの判断に至ったことから、同対応方針の非継続（廃止）を決定したものです。

■ 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	349,889	流 動 負 債	122,244
現 金 及 び 預 金	110,117	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	60,212
受取手形、売掛金及び契約資産	110,057	短 期 借 入 金	18,549
有 働 証 券	5,493	1年内返済予定の長期借入金	7,226
商 品 及 び 製 品	61,507	リ ー ス 債 務	242
仕 挂 品	8,427	未 払 費 用 等	8,588
原 材 料 及 び 貯 藏 品	43,431	未 払 法 人 税	4,888
そ の 他	12,231	未 賞 与 引 当	3,848
貸 倒 引 当 金	△1,375	役 員 賞 与 引 当	126
固 定 資 産	193,228	環 境 対 策 引 当	809
有 形 固 定 資 産	125,866	そ の 他	17,752
建 物 及 び 構 築 物	38,452	固 定 負 債	69,097
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	34,504	社 長 期 借 入 金	11,505
土 地	29,882	リ ー ス 債 務	26,142
一 ス 資 產	489	繰 延 税 金 負 債	373
建 設 仮 勘 定	14,334	再評価に係る繰延税金負債	2,327
そ の 他	8,201	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,103
無 形 固 定 資 産	14,645	環 境 対 策 引 当 金	84
技 術 資 產	3,481	株 式 給 付 引 当 金	927
顧 客 関 連 資 產	2,168	退 職 給 付 に 係 る 負 債	349
ソ フ ト ウ ェ ア プ リ ー ス 資 產	5,845	そ の 他 の 合 計	19,361
そ の 他	10		4,922
投 資 そ の 他 の 資 產	52,716	(純) 資 產 の 部	191,341
投 資 有 働 証 券	42,803	株 主 資 本	266,838
長 期 貸 付 金	1,108	資 本 余 金	23,048
退 職 給 付 に 係 る 資 產	2,440	資 本 剰 余 金	20,348
そ の 他 投 資	3,363	利 益 剰 余 金	228,109
繰 延 税 金 資 產	2,258	自 己 株 式	△4,667
そ の 他	1,433	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	29,852
貸 倒 引 当 金	△690	その他の有価証券評価差額金	12,249
資 產 合 計	543,118	土地再評価差額金	3,240
		為替換算調整勘定	14,010
		退職給付に係る調整累計額	351
		非 支 配 株 主 持 分	55,085
		純 資 產 合 計	351,776
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	543,118

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価 利 益	407,145
売 上 原 總 利 益	292,279
販 費 及び 一 般 管 理 費	114,865
営 業 利 益	73,855
営 業 外 収 益	41,010
受 取 利 息 及び 受 取 配 当 金	3,248
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	619
デ リ バ テ ィ ブ 評 價 益	1,395
そ の 他	1,073
営 業 外 費 用	6,336
支 払 利 息 損	3,445
為 替 差 損	3,715
そ の 他	839
常 利 益	8,000
特 別 利 益	39,346
固 定 資 産 売 却 益	1,423
投 資 有 價 証 券 売 却 益	199
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	1,572
特 別 別 損 失	3,195
固 定 資 産 廃 弃 損	1,194
減 損 損	72
投 資 有 價 証 券 評 價 損	22
関 係 会 社 株 式 売 却 損	43
環 境 対 策 損	1,984
そ の 他	310
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,627
法 人 税、住 民 税 及び 事 業 税 額	11,015
法 人 税 等 調 整	△617
当 期 純 利 益	28,516
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,496
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	25,019

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金	利益剩余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	23,048	20,181	213,125	△3,375	252,979
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,035		△10,035
親会社株主に帰属する当期純利益			25,019		25,019
自己株式の取得				△1,771	△1,771
自己株式の処分		116		479	595
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		50			50
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	166	14,984	△1,292	13,858
2025年3月31日 残高	23,048	20,348	228,109	△4,667	266,838

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日 残高	11,665	3,330	17,147	20	32,163	54,539	339,682
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△10,035
親会社株主に帰属する当期純利益					—		25,019
自己株式の取得					—		△1,771
自己株式の処分					—		595
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		50
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	583	△89	△3,136	331	△2,311	546	△1,764
連結会計年度中の変動額合計	583	△89	△3,136	331	△2,311	546	12,094
2025年3月31日 残高	12,249	3,240	14,010	351	29,852	55,085	351,776

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称

日本農薬(株)、ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、
ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、
ADEKA KOREA CORP.、ADEKA EUROPE GMBH、艾迪科（中国）投資有限公司

なお、連結子会社であった(株)ヨンゴー及び(株)クラウンは当社の連結子会社であるADEKA食品販売(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また、艾迪科精細化工（上海）有限公司は外部会社への売却により連結の範囲から除外しております。

また、持分法適用非連結子会社であったNICHINO VIETNAM CO.,LTD.を、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター、ADEKA INDIA PVT.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 9社

主要な会社等の名称

(株)copeクリーン、昭和興産(株)、SIPCAM EUROPE S.P.A.

なお、NICHINO VIETNAM CO.,LTD.を連結の範囲に含めたことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、吉田産業(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためあります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SIPCAM NICHINO BRASIL S.A.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

艾迪科(中国)投資有限公司他5社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日に本決算に準じた仮決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

市場価格のない株式等以外のもの…………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置…………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～60年

機械装置及び運搬具…………… 3～20年

その他有形固定資産…………… 3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）…………… 5年（社内における見込利用可能期間）

技術資産…………… 10年

顧客関連資産…………… 20年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、一部の連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

所有土地の再開発等に伴う土壤改良等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要と認めた合理的な見積額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

株式交付規程・株式給付規程に基づく当社グループの取締役・従業員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年から17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 化学品及び食品関連

化学品関連においては、樹脂添加剤、電子材料、環境材料の製造及び販売、食品関連においては、食品製品の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、国内販売においては製品を顧客が検収した時または顧客に到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価で算定しており、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動する重要な変動対価はありません。

なお、これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② ライフサイエンス関連

ライフサイエンス関連においては、主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、国内販売においては出荷時点、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等の見積り等を控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

また製品の販売契約における対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりませんが、一部の海外子会社については履行義務の充足時点から対価の受領までの期間が1年超にわたるものがあり、関連する市場金利が相当程度高く、金融要素に対する影響が大きいと考えられる場合、重要な金融要素を含んでいると判断し、重要な金融要素である金利相当額を決済期日までの期間に応じて損益に配分することとしております。

なお、これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっています。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「株式給付引当金」は、重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「株式給付引当金」は134百万円であります。

[収益認識に関する注記]

1. 収益の分解情報

[地域別]

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	化学品	食品	ライフサイエンス	計		
日本	76,677	70,793	29,833	177,303	5,870	183,174
中国	30,873	7,624	500	38,998	5	39,003
その他アジア	59,202	4,034	14,149	77,387	49	77,437
その他	51,664	39	55,284	106,988	0	106,989
顧客との契約から生じる収益	218,417	82,492	99,768	400,678	5,926	406,605
その他の収益	9	48	186	244	295	540
外部顧客への売上高	218,426	82,540	99,954	400,922	6,222	407,145

[財またはサービスの種類別]

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	化学品	食品	ライフサイエンス	計		
樹脂添加剤	105,452	—	—	105,452	—	105,452
電子材料	41,962	—	—	41,962	—	41,962
環境材料	71,001	—	—	71,001	—	71,001
油脂加工食品	—	82,492	—	82,492	—	82,492
農薬・医薬品他	—	—	99,768	99,768	—	99,768
その他	—	—	—	—	5,926	5,926
顧客との契約から生じる収益	218,417	82,492	99,768	400,678	5,926	406,605
その他の収益	9	48	186	244	295	540
外部顧客への売上高	218,426	82,540	99,954	400,922	6,222	407,145

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項] 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	116,838	109,922
契約資産	98	134
契約負債	564	1,056

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	126,840	125,866
無形固定資産	16,497	14,645

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形及び無形固定資産について、原則として工場別及び事業別を基礎とした資産又は資産グループを対象に減損の兆候を判定し、減損の兆候が認められた場合には、将来キャッシュ・フローを用いて、回収可能価額を見積ります。

当社グループは、複数の事業をグローバルに展開しているため、資産グループによっては、想定外の事象が生じた場合に、サプライチェーンが影響を受け、将来キャッシュ・フローの見積りの前提条件に影響が出る可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	16百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	6,289 ツ
商品及び製品	2,211 ツ
原材料及び貯蔵品	1,486 ツ
建物及び構築物	1,862 ツ
機械装置及び運搬具	1,622 ツ
土地	2,657 ツ
合計	16,145 ツ

(2) 担保に係る債務

短期借入金	134 ツ
1年内長期借入金	625 ツ
長期借入金	1,306 ツ
合計	2,067 ツ

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

258,183百万円

3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,509百万円

[連結損益計算書に関する注記]

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「[収益認識に関する注記] 1. 収益の分解情報」に記載しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数 普通株式	103,768,142	—	—	103,768,142
合計	103,768,142	—	—	103,768,142
自己株式数 普通株式	1,636,449	582,251	186,080	2,032,620
合計	1,636,449	582,251	186,080	2,032,620

(注1) 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式が98,800株含まれております。

(注2) 自己株式（普通株式）の増加の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得 480,000株

株式給付信託（J-ESOP）の自己株式の取得 100,000株

持分法適用会社による親会社株式の取得 1,177株

単元未満株式の買取 1,074株

自己株式（普通株式）の減少の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託（J-ESOP）への拠出 100,000株

株式給付信託（J-ESOP）の給付 1,200株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 57,600株

従業員持株会向けインセンティブ制度導入に伴う自己株式の処分 27,280株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,127	50	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	4,907	48	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 2024年11月12日決議の配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	5,317	利益剰余金	52	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、主に金融機関からの借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に短期的な預金・債券等により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としております。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）参照）。

また、現金は注記を省略しております、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	31,986	31,986	—
(2) 社債	15,331	15,080	△251
(3) 長期借入金	33,368	33,199	△168
(4) デリバティブ取引（＊）	787	787	—

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	16,310

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	26,493	5,493	—	31,986
デリバティブ取引	—	787	—	787

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	15,080	—	15,080
長期借入金	—	33,199	—	33,199

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、上場株式以外の有価証券は、残存期間が短期の取引です。時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引金融機関より提示された時価もしくは為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社が発行する社債は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。連結子会社が発行する社債は、元利金の合計額を同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,916円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 245円55銭 |

(注)「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度98,800株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度99,190株）。

【追加情報】

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社従業員及び一部のグループ会社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

1. 取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度及び職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度317百万円、98,800株であります。

（係争事件の発生）

当社の連結子会社であるSIPCAM NICHINO BRASIL S.A.(以下、SNB)は、以下のとおり2023年10月10日付で損害賠償請求訴訟を提起され、2023年10月20日に訴状の送達を受けました。

1. 訴訟の概要

当社の連結子会社であるSNBにおいて2023年7月26日に重武装による強盗事件が発生し、FMC QUÍMICA DO BRASIL LTDA.(以下、FMC)から受託し包装作業を行っていた製品が持ち去られました。これに対し、2023年10月10日付でFMCから損害賠償請求訴訟が提起されました。

2. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名称：FMC QUÍMICA DO BRASIL LTDA.

(2) 所在地：Avenida Doutor José Bonifácio Coutinho Nogueira, No. 150, Commercial Complexes 103, 105, 107, 108 and 109, Jardim Madalena District, in the municipality of Campinas, State of São Paulo, CEP 13091-611

3. 損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

45百万レアル

4. 今後の見通し

当社グループとしては、当該事案は不可抗力にあたるとの外部法律専門家の見解を得ており、責任範囲の解釈等に著しい見解の相違があるため、訴状の内容を精査のうえ、適切に対処してまいります。当社グループは上記外部法律専門家の見解等を根拠に抗弁してまいりますが、訴訟の推移によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性を否定できないものの、現時点では賠償の有無及びその際の影響額を合理的に見積もることは困難であります。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

■ 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産	現金及手取	150,936	流動負債	47,435
	預金	59,801	買電短り未償	22,117
	預金	1,182	子期一払	1,018
	預金	35,635	記入債	3,750
	預金	2,556	掛録債	137
	預金	5,493	借入債	5,917
	預金	17,647	人税	3,645
	預金	7,249	人引	2,220
	預金	15,471	法引	2,251
	預金	396	人當	60
	預金	1,327	引與の債	6,317
	預金	4,196	社員負債	38,573
	△21		期一借入債	10,000
固定資産	倒引当	143,927	再評価金	7,000
有形固定資産		67,054	職務給付	266
建構機車工具、	建築装備	15,873	税金	3,103
一設備	機械運具及び	2,742	引当	16,395
無形固定資産	ス扳資勘	19,848	預金	188
諸設備	資利用	26	の債	1,514
ソフツウエア	ア扳勘定	2,941	合計	106
投資その他資産		16,752		86,009
投資	有価証券	5,984	(純資産の部)	
関係会社	株式	5,984	株主資本	196,564
長期間貸付	金	1,327	資本剰余金	23,048
繰延税金	金	97	余額	20,247
そ貸	資	4,474	金	20,074
倒引当	利	84	金	173
資産合計	資	70,889	の益	157,531
	利	24,178	他益	1,096
	益	31,731	益	156,435
	配	5,321	他利	90
	固	5,018	当	35
	定	339	資産	51,241
		3,303	用途	105,068
		1,419	積立	△4,262
		△423	利益	12,289
			剩餘	9,048
			自己株式	3,240
			評価・換算差額等	208,854
			その他有価証券評価差額金	
			土地再評価差額金	
			純資産合計	
			負債・純資産合計	294,863

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金額
売上原価	高利益			161,051
売上総費用	利息益			115,738
販売費及び一般管理費	利息益			45,312
営業業外収益	利息益			29,860
受取利息	利息入			15,452
受取配当金	利息入			
受取収取	利息入			133
雜業外費用	利息入			11,307
支払利息差	利息入			197
為替差	利息入			
貸倒引当金	繰入額			133
コミニツトメント	繰入額			757
雜損	一失益			125
経常利益	一失益			35
特 別 利 益	一失益			220
投資有価証券売却益	一失益			1,272
関係会社出資金売却益	一失益			
関係会社貸倒引当金戻入益	一失益			
特 别 損 失	一失益			2,719
固定資産廃棄損	一失益			1,009
減損	一失益			72
投資有価証券評価損	一失益			21
関係会社株式売却損	一失益			43
関係会社債権放棄損	一失益			1,200
税引前当期純利益	一失益			2,346
法人税、住民税及び事業税	一失益			4,685
法人税等調整額	一失益			21
当期純利益	一失益			4,707
				21,482

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

■ 株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他の資本剰余金合計	利益準備金	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利得	損失	合計
2024年4月1日 残高	23,048	20,074	57	20,131	1,096	90	53	51,241	93,603	146,084
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△10,035	△10,035
圧縮積立金の取崩							△17		17	－
当期純利益									21,482	21,482
自己株式の取得										
自己株式の処分		116	116							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	116	116	－	－	△17	－	11,465	11,447
2025年3月31日 残高	23,048	20,074	173	20,247	1,096	90	35	51,241	105,068	157,531

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日 残高	△2,973	186,289	9,074	3,330	12,405	198,694
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△10,035				△10,035
圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		21,482				21,482
自己株式の取得	△1,768	△1,768				△1,768
自己株式の処分	479	595				595
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△26	△89	△115	△115
事業年度中の変動額合計	△1,288	10,275	△26	△89	△115	10,159
2025年3月31日 残高	△4,262	196,564	9,048	3,240	12,289	208,854

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

■ 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 ……………… 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品・仕掛品 ……………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料・貯蔵品 ……………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法
 - 上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械装置	3～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - 他の無形固定資産……………定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年及び17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

化学品及び食品関連

化学品関連においては、樹脂添加剤、電子材料、環境材料の製造及び販売、食品関連においては、食品製品の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、国内販売においては製品を顧客が検収した時又は顧客に到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価で算定しており、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。また対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

[会計方針の変更に関する注記]

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は2,694百万円であります。

前事業年度において独立掲記していた「固定負債」の「資産除去債務」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「資産除去債務」は109百万円であります。

[会計上の見積りに関する注記]

固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	64,237	67,054

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産について、原則として工場別及び事業別を基礎とした資産又は資産グループを対象に減損の兆候を判定し、減損の兆候が認められた場合には、将来キャッシュ・フローを用いて、回収可能価額を見積ります。

当社グループは、複数の事業をグローバルに展開しているため、資産グループによっては、想定外の事象が生じた場合に、サプライチェーンが影響を受け、将来キャッシュ・フローの見積りの前提条件に影響が出る可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	166,400百万円
2. 偶発債務 保証債務 関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	1,000百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 長期金銭債権 短期金銭債務	16,884百万円 4,426 ツ 15,524 ツ
4. 土地再評価法の適用 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 ・再評価の方法…………「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。 ・再評価を行った年月日 ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	2002年3月31日 △2,509百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	72,699百万円
仕入高	32,987 ツ
営業取引以外の取引高	10,672 ツ

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,208,644	581,074	186,080	1,603,638
合計	1,208,644	581,074	186,080	1,603,638

(注1) 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式が98,800株含まれております。

(注2) 自己株式（普通株式）の増加の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得	480,000株
株式給付信託（J-ESOP）の自己株式の取得	100,000株
単元未満株式の買取	1,074株

自己株式（普通株式）の減少の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託（J-ESOP）への拠出	100,000株
株式給付信託（J-ESOP）の給付	1,200株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	57,600株
従業員持株会向けインセンティブ制度導入に伴う自己株式の処分	27,280株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	5,105百万円
固定資産減損損失否認	1,198 //
関係会社株式評価損否認	966 //
賞与引当金	682 //
株式評価損否認	210 //
未払事業税	184 //
棚卸資産評価損否認	176 //
貸倒引当金	138 //
減価償却超過額	43 //
その他	342 //
繰延税金資産小計	9,044 //
評価性引当額	△1,869 //
繰延税金資産合計	7,175 //

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△16 //
その他有価証券評価差額金	△3,855 //
繰延税金負債合計	△3,871 //
繰延税金資産の純額	3,303 //

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	3,103 //
----------	----------

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ADEKAケミカルサプライ(株)	所有 直接 94.43 間接 5.57	当社製品を販売	化学品製品を販売 (注1)	12,190	売掛金	4,293
	ADEKA総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入 (注2)	10,145	未払金 買掛金 未払費用	2,742 1,088 29

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 價格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

役員及び主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	城詰 秀尊	被所有 直接 0.07	当社代表取締役社長兼 社長執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	28	—	—
役員	富安 治彦	被所有 直接 0.05	当社代表取締役兼 専務執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	16	—	—
役員	志賀 洋二	被所有 直接 0.03	当社取締役兼 執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	13	—	—
役員	正宗 潔	被所有 直接 0.02	当社取締役兼 執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	13	—	—
役員	小林 義昭	被所有 直接 0.04	当社常務執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
役員	藤澤 茂樹	被所有 直接 0.03	当社常務執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
役員	芳仲 篤也	被所有 直接 0.03	当社常務執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—
役員	川本 尚史	被所有 直接 0.03	当社上級執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	13	—	—
役員	高橋 伸	被所有 直接 0.01	当社上級執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	13	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 謙渡制限付株式報酬制度（謙渡制限期間3年）に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「[収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,044円29銭
2. 1株当たり当期純利益	209円96銭

(注) 「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当事業年度98,800株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度99,190株）。

[追加情報]

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社従業員及び一部のグループ会社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

1. 取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度及び職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を得たときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度317百万円、98,800株であります。

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ADEKA
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ADEKAの2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ADEKA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に對して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ADEKA
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ADEKAの2024年4月1日から2025年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社A D E K A 監査等委員会

常勤監査等委員	田 谷 浩 一	印
監査等委員	奥 山 章 雄	印
監査等委員	平 沢 郁 子	印

(注) 監査等委員奥山章雄、監査等委員平沢郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社ADEKA 本社15階ホール
電話 03-4455-2811



株式会社 **ADEKA** 本社ビル



交通

- 日暮里・舎人ライナー（日暮里～西日暮里～熊野前～見沼代親水公園）
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- 東京さくらトラム [都電荒川線]
(早稲田～熊野前～三ノ輪橋)
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- 都バス 系統：端44
(駒込病院～田端～都立大荒川キャンパス前～北千住駅前)
「都立大荒川キャンパス前」下車 徒歩3分



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915

